

第4節 災害時の安全管理

学校における防災管理は、安全管理の一環として、火災や自然災害が起こった場合に、事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活における危険を予測し、それらの危険を速やかに除去するとともに、適切な応急手当や安全な措置が実施できる体制を確立して、児童生徒の安全を確保することである。これは、計画的な防災教育の実施とあいまって学校における安全が確保できるようにするためのものである。このため、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、事故災害発生時の措置及び通学時の安全管理などを年間計画等に基づいて、適切に行う必要がある。

なお、防災管理にあたっては、危惧される東海・東南海地震の危険予想範囲が西に移動し、県内東部も最も危険な範囲になっていることや県内の地盤調査結果から平野部を中心に激しい揺れが予想されることから、地域防災計画との密接な関連を図り、対策を講じておく必要がある。



1 東海地震とは？

駿河湾の海底に、駿河トラフと呼ばれる海溝が走っている。これは、日本列島の南側にあり「フィリピン海プレート」がその西側の日本列島を乗せている「ユーラシアプレート」の下に向かって滑り込むプレート境界だと考えられている。このプレート境界を震源域として、近い将来大規模な（マグニチュード8程度）地震が発生すると考えられている。

ひとたび東海地震が発生すると、静岡全域と神奈川・山梨・長野・岐阜・愛知において、大きな被害が予想される。特に被害が大きいと予想される地域を「地震防災対策強化地域」として指定され、数々の防災対策の強化が図られている。（岐阜県では中津川市が指定されている。）

2 東海地震は予知できる！

1944年の東南海地震（東海地震の想定震源域のすぐ西に隣接する領域が震源域）の2～3日前から、非常に顕著な前兆的地殻変動が観測された。これと同程度の地殻変動が前兆現象として現れれば、現在の観測網であれば間違いなくキャッチできる。

また、最近の地震学の研究成果によると、地震が発生する前には「破壊核」と呼ばれる領域（地震の種）が将来の震源域内に形成され、その中でゆっくりとした前兆すべりが発生するとされている。こうした小さなシグナルも逃さないよう、気象庁では24時間体制で監視を行っている。

気象庁では、東海地域で異常な現状が捉えられた場合、それが大規模な地震に結びつく前兆現象であるかどうかを緊急に判断するため、日本の地震学研究の第一人者6名からなる地震防災対策強化地域判定会を招集し、データの検討を行うことにしている。なお、普段からデータの変動を把握しておくことが、正しい判断をするために必要であることより、原則毎月1回「判定委員会打ち合わせ」が開催されている。

3 判定会の結果はどう知らされるの？

判定会で「もうすぐ東海地震がおきそうだ！」と判定された場合は、直ちに気象庁長官は、その旨を内閣総理大臣に「地震予知情報」として報告することになっている。「地震予知情報」の報告を受けた内閣総理大臣は、ただちに閣議を開き、「警戒宣言」を発令する。この「警戒宣言」により、地震防災対策強化地域やその周辺地域全体が本格的な防災体制に入る。

気象庁では、「地震予知情報」の内容を「大規模地震関連情報」としてマスコミ等を通じて一般の人々にも速やかに周知する。

1 東海・東南海地震に備えての岐阜県の取組

近年国内で発生した、最大震度6以上で人的被害が大きかった地震には以下のようなものがある。(平成7年～平成20年5月 気象庁)

	発生年月日	マグニチュード	地震名(気象庁命名)	最大震度
1	平成7年1月17日	7.3	阪神・淡路大震災	7
2	平成12年10月6日	7.3	鳥取県西部地震	6強
3	平成13年3月24日	6.7	芸予地震	6弱
4	平成15年9月26日	8.0	十勝沖地震	6弱
5	平成16年10月23日	6.8	新潟県中越地震	7
6	平成19年3月25日	6.9	能登半島地震	6強
7	平成19年7月16日	6.8	新潟県中越沖地震	6強
8	平成20年6月14日	7.2	岩手・宮城内陸地震	6強

(1) 岐阜県の具体的な取組

近年のこのような現状からも、本県では2002年(平成14年)～2005年(平成17年)までを「東海・東南海地震嚴重警戒期間」として位置付け、いつ起きてもおかしくないと言われている東海地震や東南海地震に備え、緊急に実施すべき地震対策を「岐阜県緊急アクションプログラム9」としてまとめた。このプログラムは、9つの対策に分類し、更に68のアクション項目を設定し、できるだけ具体的な目標を掲げて事業を推進するものである。

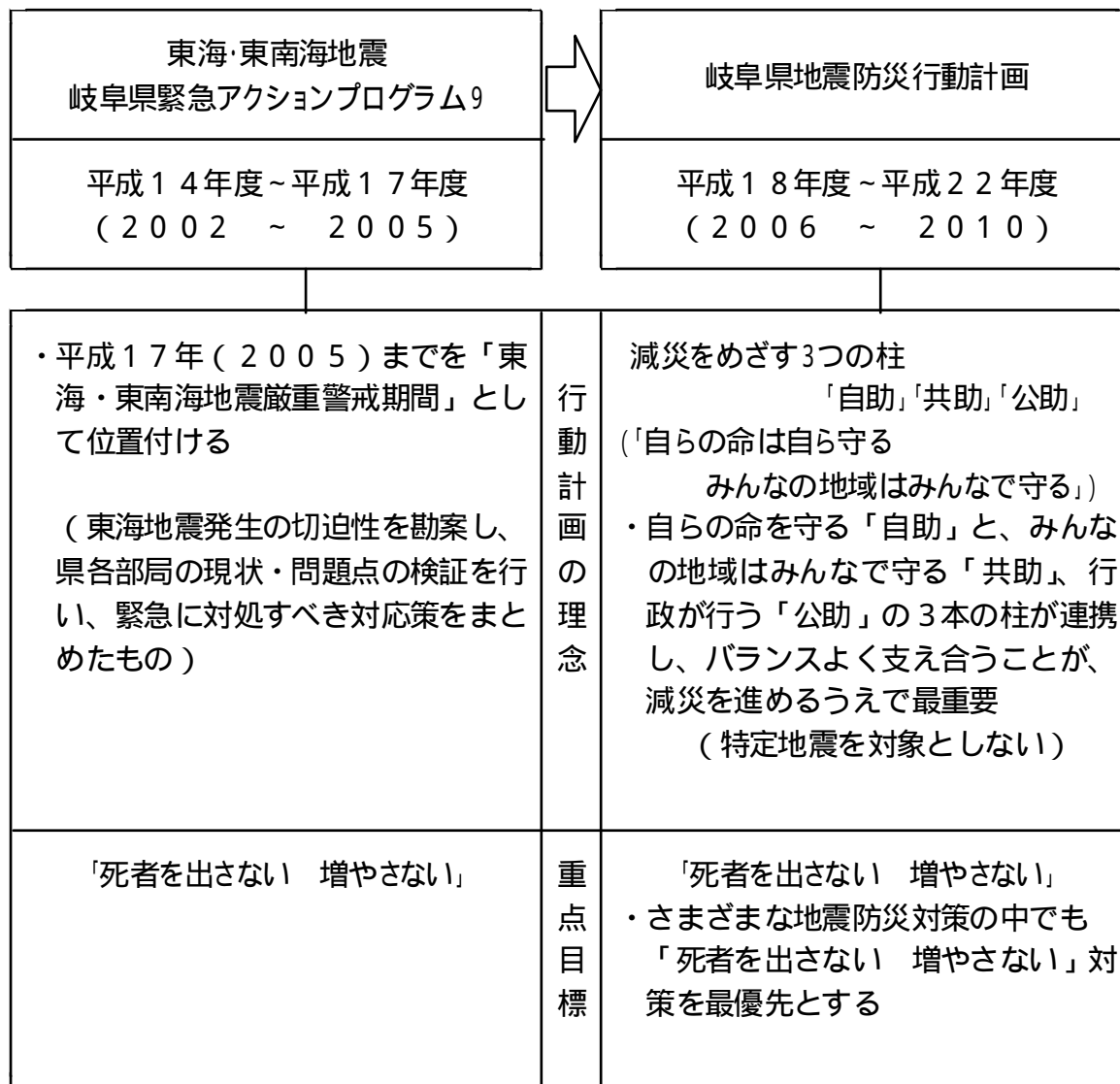
【岐阜県緊急アクションプログラム 9つの対策】	学校等に関するアクション項目 (68項目から抜粋)
【対策1】建築物・土木構造物の耐震化	・学校等の耐震化の推進
【対策2】対策本部の運営体制の強化	
【対策3】救出・救護・消火体制の確立	
【対策4】緊急輸送体制の確立	
【対策5】自主防災力の強化	・教育機関における自主防災教育の実施
【対策6】ライフラインの確保	
【対策7】被災者に対する生活支援	
【対策8】災害時要援護者に対する支援	
【対策9】災害ボランティアの活動支援	

この対策・アクション項目を受けて各学校においては、東海地震の観測情報、注意情報、予知情報、警戒宣言発令時の各段階別や始業時や登下校時などの状況別に応じた対策をマニュアルとしてまとめ、児童生徒の安全確保のための避難訓練を実施するなど、

学校としての地震災害対策に取り組んできた。

さらに、この嚴重警戒期間が2005年（平成17年）で終了した後、新たに2006年（平成18年）から2010年（平成22年）までの5カ年間で、岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、岐阜県地震防災行動計画（減災をめざす3つの柱「自助」「共助」「公助」）として3つの柱を中心とした取組を行っている。

【岐阜県緊急アクションプログラム9 ～ 岐阜県地震防災行動計画までの流れ】



(2)各学校における地震災害対策で行うこと（岐阜県地震防災行動計画より）

岐阜県地震防災行動計画を受け、学校における地震災害対策としては各学校ごとに作成されている学校防災計画・地震災害対策マニュアルを、実際の防災訓練を通して次頁の視点に基づき見直し、緊急時、実際に機能する「生きたマニュアル」にしていくことが大切である。

【見直す観点】

児童生徒は、基本的な対処行動を習得できているか

- ・頭の保護などの第一次的な安全確保
- ・火気の始末、周囲の安全確認など、第二次的な災害の防止
- ・協力的行動（きまりを守る、助け合う、応急処置ができる等）

多様な状況を想定した訓練になっているか

- ・多様な時間帯、場所、教師不在の状況等を想定した訓練
- ・保護者への引渡しの想定までを含めた訓練（どの段階「観測段階・予知段階」で、どのように保護者に引き渡すか）

学校防災計画の評価と改善がされているか

- ・避難訓練後の評価（教職員・幼児児童生徒等）をもとに改善（加除修正）

(3) 学校の取組における具体的設定目標

学校の災害対策を考える場合、地域住民の応急避難場所としての役割を果たす学校も多い。このことも踏まえ、学校単独の判断だけでなく、他の機関と連携を図った防災訓練を実施する必要がある。

現在、多くの学校は学期に一回の割合で、消防署と連携を図った避難訓練が行われている。前文にも述べた地域住民の応急避難場所としての機能がより効果的に発揮できるようにするためにも、他機関と連携した防災訓練を実施していくことが大切である。

そのためにも、岐阜県としては平成22年度までに他機関と連携した防災訓練の実施率を100%になるよう研修会等で依頼している。

【岐阜県教育委員会における設定目標】

他機関と連携した防災訓練の実施

- ・市町村教育委員会との連携 ・隣接する学校との連携 ・地域住民やPTAとの連携

	H15.1.21調査 (実施校)/(園校数)	H20.10.1調査 (実施校)/(園校数)	H22 数値目標
幼稚園	39 / 91 (42.9%)	63 / 83 (75.9%)	100%
小学校	82 / 403 (20.3%)	256 / 382 (67.0%)	100%
中学校	30 / 196 (15.3%)	96 / 191 (50.3%)	100%

～学校の安全管理の取組に関する調査より～

2 防災計画作成の目的と内容

【目的】

- (1) 火災や自然災害による被害を最小限にするため、学校の施設設備等の点検・整備を行うとともに、児童生徒の学校生活等における危険を速やかに発見し、それらを除去する体制を整える。
- (2) 児童生徒が、火災や自然災害から自らの生命を守るために必要な事項について理解を深め、安全な行動をとる能力や態度を育てるよう計画的な指導体制を整える。
- (3) 災害が発生した場合、児童生徒の避難誘導等の適切な緊急措置を講じる体制を整える。
- (4) 学校が地域住民の応急避難場所としての役割を果たす役割をもった学校もあることから、避難時における学校施設利用計画を作成し、避難所運営体制を整える。

【内容】

防災計画では、あらかじめ次の事柄について定めておくことが必要である。

施設設備の点検・整備

安全点検の実施

防災教育の実施

連絡体制の整備

学校安全管理の評価・改善

緊急時の避難所を見込んだ体制の整備（詳細はP 139 8「学校が避難所になった場合の対応」参照）

【留意点】

安全点検の実施計画を作成し、施設設備の全般及び防火施設等について定期点検を実施する。（毎月1回の点検日を設ける…岐阜県防災点検の日：毎月28日）

児童生徒の使用頻度の高い運動場、教室、体育館、廊下等について日常点検を実施する。

学校及び学校区域内の地形・地盤等の条件を検討し、災害発生時における学校の被害及び児童生徒の通学路の危険について予測し、関係機関・団体と協議して日頃から対策を立てておくようにする。

災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と教育委員会、災害対策担当部局との情報連絡手段・体制の整備を図る。

教職員間、学校と保護者・児童生徒との間の情報連絡体制を整える。

保護者へは、学校の防災体制及び措置、児童生徒の引き渡し方法を知らせていく。

山間部より揺れやすい平野部（岐阜県）

豊田高専今岡助教授が地盤調査（2001年8月）

地盤は地震以外にもわずかに揺れており、その観測により岐阜県内の地盤の揺れ安さを調べると、次のような結果となった。

揺れやすい地域 濃尾平野北部にあたる県南西部、中津川市周辺の県南東部

卓越周期（揺れの長さ） 平野部が山間部の2～7倍

平均振幅（揺れの大きさ） 平野部が山間部の2～3倍

震源地が遠くても上記の場所では激しい揺れとなることが予想される。



防災管理の組織及び役割分担（例）



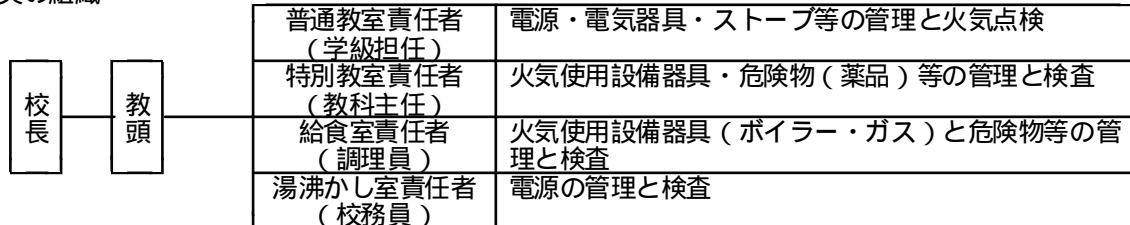
学校防災計画・マニュアル実践例

『平成20年度 岐阜県： 市立H小学校防災計画』

1 目的

火災・地震・風水害等の災害が発生した場合又は発生の恐れのある場合、児童の生命の安全を守り、速やかに安全な処置をとるとともに、校舎・施設・備品などを災害から守り的確な事後処理をすることを目的とする。

2 防災の組織



3 災害防止の自主点検(防火対象物)

(1)火災予防のため防火担当責任者を選任し、下記により校舎各箇所の火気管理をする。



(2)前記施設の火気・電気・危険物等の点検・検査は次のように実施する。

随時

防火及び避難上の施設設備の使用上における障害の排除。化学薬品・燃料等危険物の管理。

始・終業時
日直は始業前30分に警報機の切替スイッチを「開放」にし、校舎内外を巡視点検する。

放課後に校舎内外の火気の異常の有無を点検し、点検簿に記入する。

警報機を「直結」にし退勤する。

毎月15日を安全点検日とし、各担当区域の安全点検を実施する。

4 消防用設備等の点検・整備

- (1)消防用設備等の破損とその他異常の有無の点検は3ヶ月に1回以上実施する。
- (2)消防用設備の作動試験及び性能の点検は6ヶ月に1回、年間計画により実施する。
- (3)以上の点検の結果は、検査票及び維持台帳に記載し、消防署に報告する。

5 避難経路

- ・避難経路及び避難場所は別記に従う。(別記略)
- ・教室に避難経路図を常時掲示し徹底を図る。

6 防火上必要な配慮

防火上必要な事項(冬期における使用、行事の後の可燃物の始末、火災警報発令時等)は、係の指示によりその都度具体的に実施する。

7 非常時における指示・連絡

消防署・警察署・教育委員会・民間協力者などから指示を受けた学校長は、下記のような必要な処置をとる。

学校休業時等の場合は職員連絡網により職員に出勤を指示(緊急連絡網整備)

出勤後の処置は学校防災計画により実施

必要に応じPTA会長を通じてPTA会員への協力依頼

必要に応じ児童、保護者への指示・連絡(緊急連絡網整備)

8 防災訓練・教育

避難訓練を年間計画により年3回以上実施する。(火災想定・地震想定、授業中・休み時間等)

交通安全教室を年間数回実施する。

学校安全計画に従い意図的、計画的に安全教育を実施する。

9 災害時の諸係担当

校長、教頭 本 部 ・避難状況把握 ・全体の指示 ・関係機関連絡	児童係	学年の児童管理・指導 (チーフ: 、担当: 、)
	搬出係	重要書類の搬出 (チーフ: 、担当: 、)
	消化係	初期消火、延焼防止 (チーフ: 、担当: 、)
	救護係	負傷者の救護、要援助児童介助 (チーフ: 、担当: 、)
	点検係	火気・残留児童の有無 (チーフ: 、担当: 、)

10 災害対策と指導

<地震時の避難>

地震の場合は、机の下にもぐる、頭を保護するものがあればのせる、壁際は避けるなど第一次的な行動の後、指示を待って避難する。

ストーブその他火気使用の場合は確実に消火する。

<火災時の避難>

火災発見者は速やかに付近の児童を避難させるとともに、本部に通報する。

本部は直ちに全校児童が安全に避難できるように指示を与えると同時に各関係機関に連絡する。

担任(授業者)は、本部からの指示にもとづき学級の児童を掌握し、火元・風向きなどを考え、安全・確実・迅速に避難場所へ誘導する。

火元が遠く、風向きが良い場合

- ・出火場所、避難方法を簡潔に話し、動揺を防ぐ。
- ・カーテンを開き(束ねた状態)窓を閉じる。
- ・隣接学級の避難状況を見て出入口の近いところから行動させる。

火元が近く、風向きが悪い場合

- ・カーテンを開き(束ねた状態)窓を閉じる。
- ・避難の指示をはっきりと出す。
- ・物は持たず、上履きのままで避難する。

避難時の留意点

本部からの指示をしっかりと聞いて落ち着いて行動する。

避難時・集合時は話をせず、ハンカチなどで鼻や口を押さえる。

迅速に行動することは大切であるが、校舎内では走らない。押し合わない。階段では特に注意すること。外へ出たら駆け足で避難場所へ移動する。

忘れ物があっても取りに戻らない。

最初に階段等に到着した学級担任は、整理誘導をする。

最後に避難する学級担任は、残留児童の有無を確認する。

人員確認後、学級担任は学年主任に、学年主任は本部(教頭)に報告する。

児童の避難を最優先し、搬出、消火活動は避難後行う。

11 暴風警報発令時における措置

(1)登校する前に暴風警報が発令されている場合

警報が解除されるまで家庭において待機させる。

始業時刻の1時間前までに警報が解除された場合は、平常通り登校させる。

始業時刻の1時間前から正午までに警報が解除された場合は、解除後1時間を経てから授業を始める。正午を過ぎてから警報が解除された場合は、休業とする。

(半日授業の日は、午前9時30分を過ぎて警報が解除された場合は休業とする)

(2)登校してから暴風警報が発令された場合

警報発令時の気象状況(台風の中心位置、規模、進行方向、速度等)や道路・交通の状況などを判断して、児童を安全に帰宅させ得ると認めた場合、授業を中止して速やかに下校させる。

遠距離通学者については、帰宅が困難である場合、校内の最も安全な場所で待機させる。

児童のみで帰宅困難な場合は、各通学班ごとに指導者が誘導するか、PTA地域生活委員に依頼し、適切な処置をとる。

(3)その他の警報(大雨・大雪・洪水等)の場合

警報が発令された場合、地域の状況がそれぞれ違うことが多いので、実情をよく把握し、該当行政機関と連絡を取りつつ安全な措置をとる。

(4)教職員の勤務については、その時の状況を判断し学校長が指示をする。

12 その他

前記各事項について、実情に適合しない場合が起きたときは、検討の上必要に応じて訂正する。



動物に見る宏観現象

阪神淡路大震災（平成7年1月17日午前5時46分）が発生した数日前から、動物たちが様々な異常な行動を起こしていたことが確認されている。その実例の一部を紹介する。

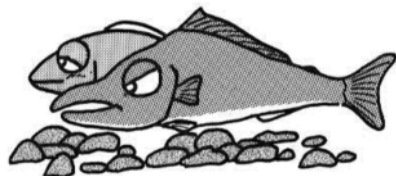
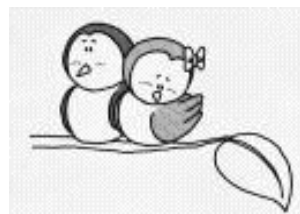


【 獣 類 】
異常報告324例の内、最も多かったのがイヌ（35%）、ネズミ（25%）、ネコ（25%）の3種類が際だっていた。

- ・夜中、ネコが夜通し鳴き続け、ハムスターはコマを回す回数が多かった。
- ・1ヶ月前からネズミが姿を消していた。
- ・30分前、我が家のイヌが玄関に向かって激しく吠えた。
- ・前日イヌの散歩につれていこうとするとガタガタ震えていた。
- ・いつもおとなしい飼いネコが、1時間前から暴れ奇声を出していた。
- ・1週間程前、数匹のネコが激しく鳴いていた。

【 鳥 類 】
281例の中で最も多かったのがカラス（35%）、スズメ（14%）、分類不明（21%）

- ・前日、柿木にスズメ、メジロ、ヒヨドリなどが無数に群がっていた。
- ・4日前の夜中、数羽のカラスが隣家との隙間で激しく鳴き騒いでいた。
- ・産卵日1月12日付けのパック入り卵10個全部が双子。
- ・大晦日の夕方、カラスの大群が東北の方向に飛んでいった。
- ・前日の午後3時、田園に数百羽の鳩が群がっていた。
- ・数日前、明石市にカラスの大群が現れた。
- ・直前、高安山（八尾市）の方でキジがカン高く鳴くのを聞いた。



【 魚 類 】
93例の中、一番はナマズ（13%）、イカ（10%）

- ・4日早朝、飼っているナマズが水槽を割った。
- ・イカの大群、ボラの大群がおしよせた。
- ・シマドジョウが狂ったように上下運動をしていた。
- ・深海魚が浅瀬で網にかかった。

毎月28日は「岐阜県防災点検の日」

いつか来る地震、その時に備えて、防災点検を実施しよう！



岐阜県防災点検の日とは？

明治24年10月28日発生した濃尾地震（マグニチュード8、日本における内陸型地震としては最大級の地震）により引き起こされた濃尾大震災（美濃で4990人の死者）にちなみ、毎月28日を「岐阜県防災点検の日」として、個人、家庭、地域のそれぞれにおいて防災点検10ヶ条を作成し、防災意識を高め、突然の災害に備えようとするものである。

【 個人 】

- 1 消火器の操作方法
- 2 応急手当の処置方法
- 3 緊急避難カードの作成
- 4 非常持ちだし品の点検
- 5 災害情報の入手方法
- 6 緊急時の連絡先の確認
- 7 災害が発生したときの行動の確認
- 8 家具等の落下・転倒防止の点検
- 9 避難場所の確認
- 10 避難経路の確認



【 家庭 】

- 1 家族の役割の確認
- 2 非常持ち出し品の点検
- 3 火災防止対策の確認
- 4 家具等の落下・転倒防止の点検
- 5 灯油等危険性物質の確認
- 6 家族間の連絡方法・集合場所の確認
- 7 お年寄り等の避難対策
- 8 家の外回りの点検
- 9 避難場所までの危険箇所の確認
- 10 避難場所・避難路の確認

【 地域 】

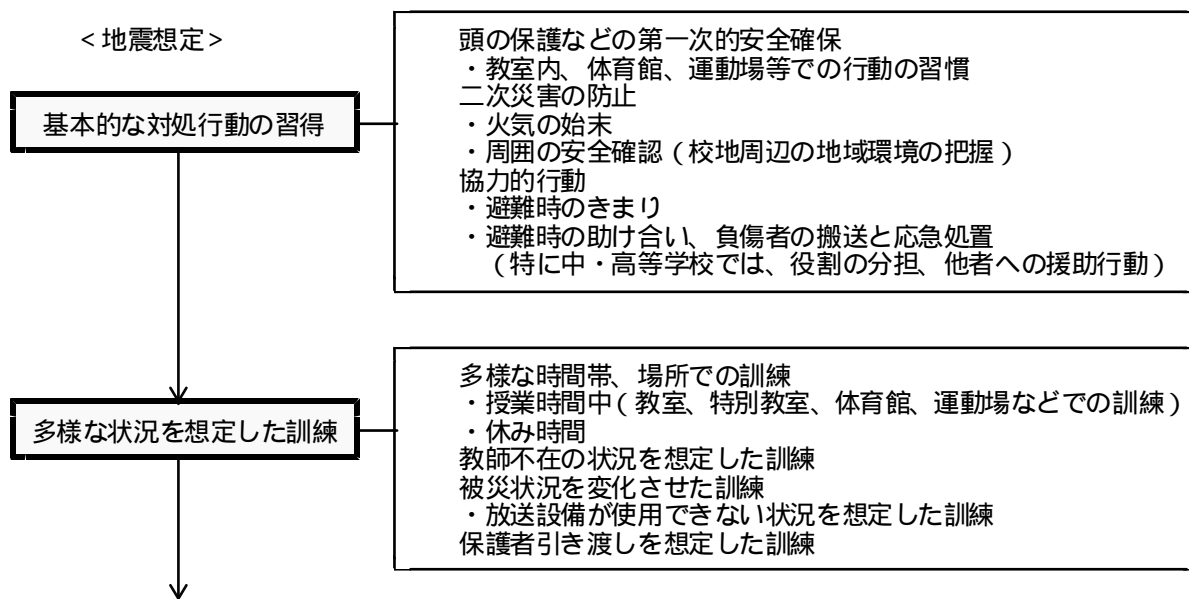
- 1 地域の自主防災体制の確認
- 2 地域住民の把握
- 3 お年寄り・障がい者等の災害弱者の避難対策
- 4 地域住民への道路系統の確認
- 5 防災資機材の点検
- 6 警察署・消防署への連絡系統の確認
- 7 消防水利・施設の点検
- 8 物資等の搬送場所の確認
- 9 危険箇所の確認
- 10 避難場所・避難路の確認



3 避難訓練の実施

訓練では、災害時における安全確保のための基本的行動の習得とともに、多種多様な災害状況を想定した訓練の実施が必要である。

避難訓練実施計画の手順（例）



(学校の構造、立地条件、地域の特性を踏まえた訓練)



- 学校の立地条件
 - ・地盤軟弱、液状化等による建物倒壊
 - ・山、崖がせまった傾斜地での山・崖崩れ
 - ・住宅密集地での第二避難場所移動
 - ・学校近くの危険物の貯蔵庫が爆発
- 地域の特性
 - ・通学範囲が広い
 - ・ブロック塀の家が多い
 - ・生活道路が1本
- 建物の構造
 - ・出入口の数
 - ・建物の材質や築年数

学校防災計画の評価と改善

避難訓練の評価と改善

訓練の内容

- 地震と火災を併せた訓練（授業中、休み時間等）
- 地震体験車での体験
- 消火設備、救助袋、消火器を使った参加型訓練
- 非常用具設備、ガス、電話、薬品等の一斉点検
- 工具、携帯ラジオ、懐中電灯、ハンドマイク、救急医薬品、住所録など
- 緊急時に必要なものの所在確認
- 家庭との電話連絡網の訓練、保護者受け渡し訓練
- 救急処置の研修（中・高校生は地域の重要なボランティア要員）

訓練のシミュレーション

地震の発生時間と規模の想定

*月*日*曜日 *時*分 震度*

児童生徒、教職員の所在位置

	児童生徒	教職員
教室		
運動場		
体育館		
職員室		

第一的安全確保に関する対応

適切な指示が困難な場所はないか

上記の場所で、教職員は「誰がどこで何をするのか」

_____ ()
 校長 _____ ()
 教頭 _____ ()
 教職員 教室 _____ ()
 運動場 _____ ()
 体育館 _____ ()

災害対応が十分にできない
箇所はないか

職員室 — ()
その他

校舎外避難

避難の決定は誰が行うか
決定を行う際に、通路、校庭、出入口の安全確認は誰が行うか
非常持ち出し物品は何か、誰が搬出するのか
避難経路、出入口に危険物や倒壊物はないか、誰がどのように確認するか
避難経路で児童生徒が集中したり、混雑する恐れはないか

避難の決定から完了までに問題となる点は何か

校舎での対処

校庭のどこに避難させるか
児童生徒の人員確認、逃げ遅れた児童生徒の搜索は誰がどのように行うのか
校舎の安全確認は、どのように行うのか
二次災害の恐れはないか。その場合、どこに移動させるか
情報の収集はどのようにして行うのか
学校からの連絡はどのようにして行うのか、電話が使用できない場合どうするか

校庭での対処に関して問題となる点は何か。 第一、二避難場所は本当に安全か。

それ以後の対応

シミュレーションの結果、学校における避難訓練や防災に関する組織について、見直すべき点はないか。
あるいは、訓練に反映させるべき点はないか。



避難訓練実践例（岐阜県： 町立T小学校）

	第 1 回 目	第 2 回 目	第 3 回 目
ねらい	地震や火災からの身の守り方を理解し、安全に避難する。各クラスの避難経路や避難場所を理解し、避難行動の基本を身に付ける。	地震や火災からの身の守り方を理解し、安全に避難する。特別教室からの避難の方法を覚えて避難する。	地震や火災からの身の守り方を理解し、安全に避難する。時や場所が変わった時（休み時間）の避難の方法を考え、正しい判断で自主的に避難する。
設定	教室（授業中）、大地震が発生。直後、調理室から出火。	特別教室（授業中）、大地震が発生。直後、調理室から出火。	休み時間に大地震が発生。直後、給食室から出火。

第1回避難訓練実施計画（抜粋） 設定

授業中（教室）、大地震、調理室から出火

進め方

地震の擬音を鳴らす。
担任の指示により、児童は机の下に潜り、机の足を両手でしっかりとつかんで落下物を避け、身の安全を保持する。
非常ベルが鳴り、緊急放送がかかる。
担任の指示によって避難を開始する。
・窓を閉める（鍵はかけない）
・安全帽子または赤白帽子をかぶり、ハンカチで口と鼻を押さえる。
・担任は人員を確かめ、出席簿と学級旗を持ち避難させる。
・配慮が必要な児童の避難を援助する。
校舎内は落ち着いて歩き、運動場に出たからは駆け足で「南門タイヤとび」のあたりに集合する。
担任は人員を確かめて本部に報告する。
校長先生の話聞く。

児童代表の感想を聞く。
 係の先生の話聞く。
 低学年から順に上靴をきれいに履いて教室に入る。

事前指導

地震や火事の恐ろしさ、安全な避難の方法を指導する。
 調理室から出火した場合の避難経路と避難場所の確認をする。(第一避難経路・第二避難経路を教室前面に掲示)
 並び方の確認をする。
 約束を守る。(おさない、はしらない、しゃべらない)

第2回避難訓練実施計画(抜粋) 設定 授業中(特別教室)、大地震、調理室から出火

特別教室からの避難について

	地震が起きた時	避難の仕方
体育館	中央に集まり、落下物を避ける。	運動場へ出る。
ウチパス	中央に集まり、落下物を避ける。	東の出入口から運動場へ出る。
図書室	机の下にもぐる。本棚から離れる。	西階段を下り西出口から運動場へ出る。
多目的教室	中央に集まり、落下物を避ける。	南舎西階段を下りて運動場へ出る。
理科室	机の下にもぐる。	ベランダの非常階段から運動場へ出る。
児童会室	机の下にもぐる。	ベランダの非常階段から運動場へ出る。

普段の授業の中で、特別教室から避難する方法等について指導しておく。

第3回避難訓練実施計画(抜粋) 設定 休み時間、大地震、給食室から出火

事前の指導

普段から非常ベルや放送を立ち止まって静かに聞くようにしておく。
 低学年は前日、中学年は2～3日前、高学年は3～4日前に事前指導をし、当日の予告はしない。
 場所において
 運動場：放送をよく聞いて、建物が近くにある時は離れてその場に座る。
 体育館：放送をよく聞いて、その場に座る。
 トイレ：放送をよく聞いて、扉を開けてその場で待つ。
 廊下：放送をよく聞いて、その場に座る。

当日の留意点

児童ができるだけ教室以外の場所に散らばり、教師とともにいない状態にしておく。ただし、低学年担任は教室付近にすることが望ましい。
 学年主任は、運動場、体育館に避難した学年の児童を確認する。担任は、近くの教室やトイレ、担当場所で児童の避難を確認し、集合場所へ行く。
 最終点検者は、決められた担当場所へ行き、児童の避難を最終確認する。
 学級旗等は持たなくてよい。
 その場に応じた避難を指示する。(無帽、左側通行、上靴のまま等)
 担任は直ちに人員点呼を行い、学年主任を通じて本部へ連絡する。
 ・配慮が必要な児童の避難援助

避難の訓練とともに実施される体験、実習の例

消火器の使い方 放水実演 地震体験車 バケツリレー

心肺蘇生法・運搬法 (中学生、高校生は災害弱者ではない。地域の重要な人材である)

4 地震情報及び緊急地震速報

(1) 東海地震に関連する新情報発表システム

気象庁は、平成16年1月5日に「東海大地震に関する新しい情報」について運用をはじめた。

東海地震に関連する新情報発表システム

東海地震に関連する情報は三種類あり、危険度が低い情報から順に「東海地震観測情報」「東海地震注意情報」「東海地震予知情報」となります。

各情報は、次のような場合に発表されます。

東海地域における地震予知

—観測データの変化に応じた地震予知情報等の発表—

観測

東海地域に設置した、地震や地殻の状況を精密に測定する観測測器

地殻岩石歪計
地震計
など



気象庁での監視

→

**前兆現象
(前兆すべり)
の把握**

→

情報発表

→

地震発生

★前兆すべりが急激に進んだ場合
★前兆すべりが小規模であった場合 など、予知に関する情報を発表できない場合があります。

東海地震に関する情報

—防災対応等に結びつく情報—

この情報は平成16年1月5日から運用を開始します。
すべての情報は、自治体の広報やテレビ・ラジオ等を通じて住民の方に伝えられます。

情報名	主な防災対策
<p>東海地震観測情報</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないことがわかった場合に発表されます。</p>	<p>●防災対応は特にありません。</p> <p>●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます。</p> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、平常通りお過ごし下さい。</p> <p style="text-align: center;">(防災準備行動開始)</p>
<p>東海地震注意情報</p> <p>観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。</p>	<p>●東海地震に対処するため、以下のような防災の準備行動がとられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます。 ○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。 <p>●気象庁において、東海地震発生につながるかどうかを検討する判定会が開催されます。</p> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼び掛けや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい。</p>
<p>東海地震予知情報</p> <p>東海地震の発生のおそれがあると判断した場合に発表されます。</p>	<p>●「警戒宣言」が発せられます。</p> <p>●地震災害警戒本部が設置されます。</p> <p>●津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます。</p> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」及び自治体等の防災計画に従って行動して下さい。</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表されます。

東海地震への備え

東海地震直前予知のための観測技術等は年々進歩していますが、現状では直前予知ができる場合と、できない場合があります。
直前予知の可能性に関わらず、いつ地震が発生してもしっかり対応できるよう、日頃から備えておくことが大切です。

- **自宅等の耐震性を確認しましょう。**
 - 耐震診断を行い、自宅の耐震性を確認しましょう。
 - 耐震性に問題があるとわかった場合は、耐震改修を行いましょう。(詳しくは市町村の建築窓口へ。)
- **家具の固定をしましょう。**
 - 阪神・淡路大震災やその後の大きな地震でも多くの人々が家具の転倒等でケガをされています。家具は必ず固定しましょう。
 - 寝室に重い家具を置かないなど、家具の配置にも気を配りましょう。
- **食料・飲料水の備蓄をしましょう。**
 - 食料品は7日分程度、飲料水は最低3日分は用意しましょう。
- **地域の防災活動に参加しましょう。**
 - 日頃から地域の防災訓練に参加しましょう。
 - いざというときの避難場所や救出救助活動について家族や地域で話し合しましょう。

「東海地震観測情報」・・・観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないと分かった場合。

「東海地震注意情報」・・・観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合。

「東海地震予知情報」・・・東海地震の発生のおそれがあると判断した場合。

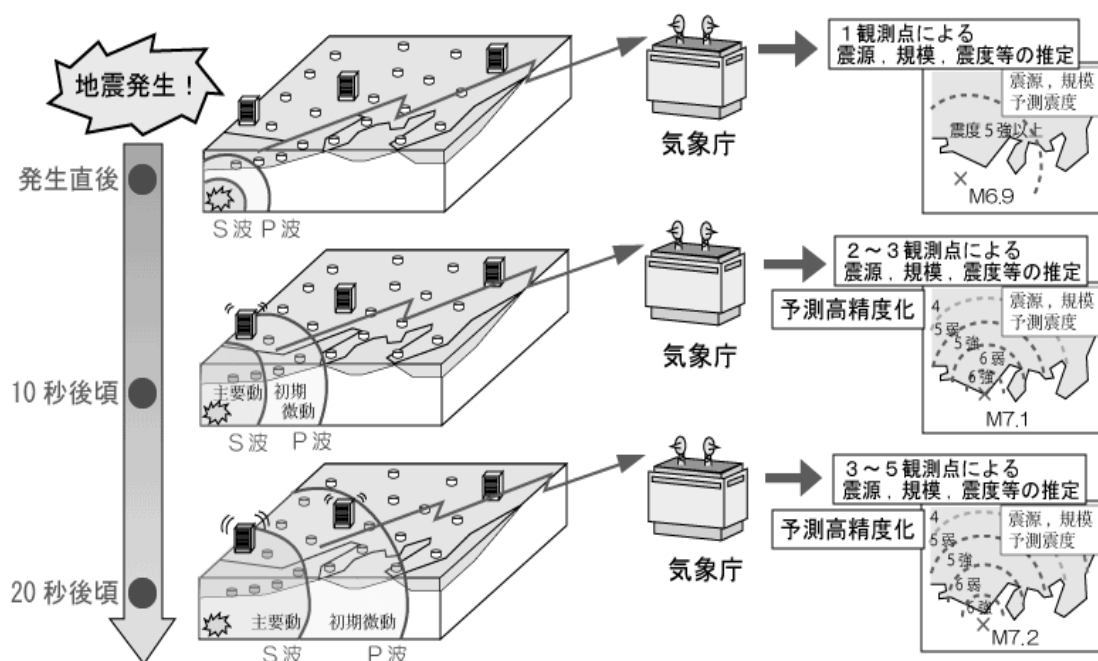
(2) 緊急地震速報

また、さらに気象庁は平成19年10月1日より「緊急地震速報」の運用をはじめた。

～緊急地震速報とは～

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。

この情報を利用して、列車やエレベーターをすばやく制御させて危険を回避したり、工場、オフィス、家庭などで避難行動をとることによって被害を軽減させたりすることが期待されます。



緊急地震速報の活用について

「緊急地震速報」の受信

(1) 受信体制

- ・ NHKのテレビ（ラジオ）で発表される緊急地震速報を受信

- ・ 受信場所・・・職員室（事務室）
- ・ 受信者・・・教 頭 * 学校の実情に応じて決定

(2) 受信時の対応

- ・ 受信者は、緊急地震速報を受信したら、直ちに校内放送を実施
- ・ 放送内容

第一次行動；児童生徒、来校者、教職員の安全確保
 「緊急地震速報です。地震が発生しました。児童生徒及び来校者の皆さんは、速やかに身を守る体制をとってください。」
第二次行動；教職員による児童生徒、来校者への避難の呼びかけ
 「職員の指示で、 へ避難を開始してください。」

(3) 配慮事項

- ・ 放送内容を放送機器付近に掲示しておく。
- ・ （その他、学校の実情、児童生徒の実態に応じて、配慮すべき事項を記入）

表 示 板 の 内 容

(1) 受信機（テレビ・ラジオ）には

緊急地震速報受信中

(2) 受信機を置く部屋の入り口には

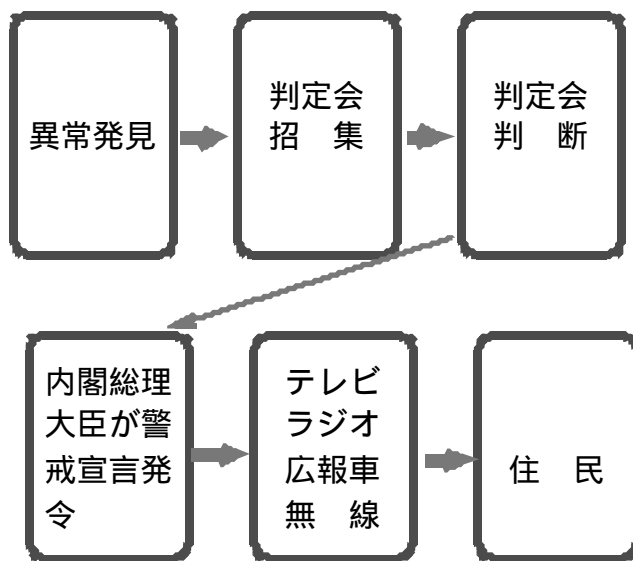
来校者の方へ
 「緊急地震速報」の受信のため、常時テレビ（ラジオ）をつけています。御了承願います。

5 東海地震警戒宣言発令時の対応

気象庁に集められた観測データに、東海地震の前兆と見られる異常な現象が発見された場合には、直ちに地震防災対策強化地域判定会が招集される。判定の結果、東海地震発生の恐れがある場合には、気象庁長官はそのことを内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、閣議で決定した後、地震防災対策強化地域（岐阜県：中津川市）に対して『警戒宣言』を発令する。

警戒宣言が発令された時には、各学校では直ちに警戒本部を設置し、児童生徒の安全確保を第一に考えた行動をとることが必要である。



岐阜県地震被害想定 (岐阜県防災課)



4つの断層(阿寺断層、跡津川断層、関ヶ原断層、養老断層)が活動した場合、県内の被害の程度を想定。

(注:死者、重傷者は冬季の午後6時発生を想定)

<阿寺断層系が震源の場合>

・中津川市付近より北西方向に70kmの長さ(最大規模M7.9)

【震度】県内の広い範囲で6弱から7

【死者】1,299人

【重傷者】2,910人

【建物全壊率】4.95%(県内平均)

【ライフライン】完全復旧までに約1ヶ月

<跡津川断層系が震源の場合>

・白川村から北東方向に60kmの長さ(最大規模M7.8)

【震度】県北部の谷あいや濃尾平野の北部で6弱から7

【死者】274人

【重傷者】1,541人

【建物全壊率】2.12%(県内平均)

【ライフライン】完全復旧までに約2週間

<関ヶ原・養老断層が震源で同時に活動した場合>

・滋賀県伊吹町から関ヶ原町を経て養老山地の東側を通過する54kmの長さ(最大規模M7.7)

【震度】濃尾平野を中心に6弱以上

【死者】2,493人

【重傷者】4,506人

【建物全壊率】7.96%(県内平均)

【ライフライン】完全復旧までに1ヶ月以上

<関ヶ原断層が震源の場合>

・滋賀県伊吹町から関ヶ原町までの18kmの長さ(最大規模M6.9)

【震度】濃尾平野の広い範囲で6弱以上

【死者】293人

【重傷者】1,808人

【建物全壊率】2.12%(県内平均)

【ライフライン】完全復旧までに1ヶ月以上

<高山・大原断層が震源の場合>

・国の地震調査委員会が岐阜県等の調査結果を基に評価を実施し、「断層帯の一部は今後30年以内に最大5%の確率で地震が起き、国内の主要活断層の中では発生確率が高い部類に属する」とした。

東海地震災害対策要項 (静岡県H小学校の例)

登下校・在校時(勤務時間内)

	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時	地震発生時(発生後)
児童生徒への対応	登校時 登校する	自宅又は学校の近い方へ行く	安全な場所に一時避難する 自宅又は学校の近い方へ行く
	在校時 保護者が迎えに来て下校する	保護者が迎えに来て下校する	安全な場所へ避難誘導し、保護管理に当たる 帰宅等については、校区の被害状況を見届け、安全を確認の上、保護者が迎えに来て下校させる
	下校時 そのまま帰宅する	自宅又は学校の近い方へ行く (保護者の管理、自主防等の指示を受ける) 自主防:地域自主防災組織	危険な場所を避け、安全な場所に一時避難する。 自宅又は学校の近い方へ行く (保護者の管理、自主防等の指示を受ける)
出勤途中	そのまま出勤する (出勤後直ちに登校した児童生徒の掌握、人数と氏名を確認し、自校本部の指示に従う)	そのまま出勤する	可能な限り出勤し、自校本部の指示に従う

教 職 員 の 勤 務 時 間 内 の 対 応	勤務の継続と情報の収集 校内地震対策本部の設置 緊急打ち合わせ ・児童生徒への対応 (授業の継続・中止、下校の判断) 職員役割分担の確認(自主防との協力体制)		
	安全確認 ・保護者への引き渡しと下校の確認 ・残留者の確認と保護、管理		
	避難指導 ・保護者への引き渡しと下校の確認 ・残留者の確認と保護、管理 災害状況の把握・確認(児童生徒、家族)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 警備班 ・校舎内外の安全点検 搬出班 ・非常持ち出し品の準備、管理 消火班 ・火元確認と初期消火 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 救護班 ・救護班の設置、応急医薬品の準備 地域住民の避難場所の確認 (原則として運動場、テント使用) </div>			
活動開始 →			
退 勤 途 中	第一次配備 校長、教頭、教務 児童生徒の下校指導 他の教職員は自宅待機	第二次配備 校長、教頭、教務、各主任及び 近隣の教職員 他の職員は自宅待機	第三次配備 全教職員(可能な限り学校へ 戻る)
本部(市・自主防の指示に従う)			
自 主 防 へ の 対 応	自主防(長)との連絡 校舎内外の安全点検	自主防(長)との連絡 地域住民の避難受け入れ準備 ・避難場所の確保(テント準備) ・校舎配置図の確認 ・鍵の確認(防災倉庫、浄水器、非常電話等)	自主防(長)との連絡 地域住民の避難受け入れ

在宅時(勤務時間外)

		東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時	地震発生時(発生後)
児 童 生 徒 へ の 対 応	授 業 日	学校から連絡があるまで自宅で待機する	学校から連絡があるまで自宅で待機する (山崩れ等の危険が予想される地域では、自主防の指示により指定された場所へ素早く避難する)	
	休 業 日	保護者の管理下におく		
教 職 員 の 対 応		第一次配備 校長、教頭、教務 他の教職員は自宅待機	第二次配備 校長、教頭、教務、各主任及び 近隣の教職員 他の職員は自宅待機	第三次配備 全教職員(可能な限り学校へ 出勤) 災害状況の把握(児童生徒及び その家族)
本部(市・自主防)の指示に従う				
自 主 防 へ の 対 応		自主防(長)との連絡 校舎内外の安全点検	自主防(長)との連絡 地域住民の避難受け入れ準備 ・避難場所の確保(テント準備) ・校舎配置図の確認 ・鍵の確認 (防災倉庫、浄水器、非常電話等)	自主防(長)との連絡 地域住民の避難受け入れ

- 【備考】(1)自主防への協力について
 自主防との連絡網作成
 地域住民の避難受け入れ準備
 児童生徒を保護者に引き渡した後は本部(市・自主防)の指示に従う
- (2)判定会招集時における児童生徒の登校について
 児童生徒に対する日常の指導及び家庭・地域との連携
- (3)校舎内外の安全点検
 落下物・薬品等点検管理
 教職員の分担、組織、連絡網の確認
- (4)避難所(校庭、運動場)として地域住民の受け入れ後、校舎の開放については校長または自主防長の責任において行う。

各項目の内容については、各学校の立地条件や通学路の実態を十分配慮し安全な場所という表現ではなく、「橋」より学校に近かったら学校へ行く」や「公園」などの具体的な場所を記述するなど、各学校独自のものを作成すること。

登下校時の緊急連絡を想定し、「子ども110番の家」や自治会長及び子ども会役員等との連絡体制を整えておくこと。

(1) 警戒宣言発令が登下校時の場合

【配慮事項】

- 教職員も通勤中である。
- 保護者からの電話が殺到する。
- 避難対象地区の避難者が学校に集まってくる。




教 職 員 の 行 動	児 童 生 徒 の 行 動
<p>地震防災応急対策要員(P138参照)を招集し、警戒本部(本部長は校長)を設置する。</p> <p>校内にいる児童生徒の所在を速やかに把握する。</p> <p>保護者からの電話が殺到しないように、予め電話連絡を控えるよう要請しておく。(児童生徒の安否についての連絡方法を明らかにしておく)</p> <p>部活動中の生徒を把握する。</p> <p>学校近くにいる児童生徒を安全な場所に誘導する。</p> <p>情報連絡班を設置する。</p> <p>初期消火体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発火、爆発の根源の遮断 ・危険物の流出防止 ・消火器、消火栓の点検 <p>非常用品を準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、トランシーバー、ハンドマイク、救急用品、担架、毛布等の準備 ・非常用搬出書類の点検 <p>救護体制の確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護班を編成 ・市町村救護所との連携 	<p>登下校中の児童生徒は、原則として帰宅する。(ただし、学校近くまで来ている場合は学校へ避難する。)</p> <p>交通機関利用者は、駅員などの指示に従う。</p> <p>在宅の場合は登校しない。ただし、避難対象地区在住の児童生徒は、市町村の指定する避難場所へ避難する。</p> <p>留守家庭の児童生徒や交通機関利用児童生徒は、学校に留まり一次避難場所へ避難する。</p>



(2) 警戒宣言発令が授業時の場合

【配慮事項】

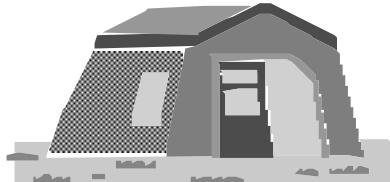
- 児童生徒が動揺し、パニックとなる恐れもある。
- 保護者からの電話が殺到する。
- 留守家庭で保護者が家にいない場合がある。

教 職 員 の 行 動	児 童 生 徒 の 行 動
<p>緊急職員会議で対応についての共通理解をする。</p> <p>児童生徒の動揺を鎮める。</p> <p>地震防災応急対策要員を招集し、警戒本部（本部長は校長）を設置する。</p> <p>教室などに一旦集合させ、児童生徒の所在を速やかに把握する。</p> <p>児童生徒を安全な場所に誘導する。</p> <p>情報連絡班を設置する。</p> <p>初期消火体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発火、爆発の根源の遮断 ・ 危険物の流出防止 ・ 消火器、消火栓の点検 <p>非常用品を準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ラジオ、トランシーバー、ハンドマイク、救急用品、担架、毛布等の準備 ・ 非常用搬出書類の点検 <p>救護体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護班の編成 ・ 市町村救護所との連携 	<p>留守家庭の児童や交通機関利用生徒は、学校に留まり、一次避難場所へ避難する。</p> <p>< 避難指導の基準 ></p> <p>原則として通学班単位で帰宅させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学班ごとにまとめ、数人の教職員が引率する。（留守家庭は学校で保護する） ・ 園児は直接保護者に引き渡す。 <p>帰宅できない児童生徒を教室等に集合させる。</p> <p>児童生徒の動揺を鎮め、非常時の行動を確認させる。</p> <p>避難誘導は、適切で明確な指示により混乱を避ける。</p> <p>携行品：学級名簿、引き渡しカード、ホイッスル等</p> 

(3) 警戒宣言発令が校外活動時の場合

【配慮事項】

- 担当職員のみで引率している場合が多い。
- 児童生徒が分散して活動しているため、全体の状況がつかめない。
- 学校へ保護者からの電話が殺到しているため、担当職員と連絡がとれない。

教 職 員 の 行 動	児 童 生 徒 の 行 動
<p>児童生徒の掌握と安全確保を第一優先に考える。非常時に適切な判断を下し指示するためには、事前に活動予定地域の実情を把握しておくことが重要である。</p> <p>地域の情報を収集する。</p> <p>学校本部と可能な限り連絡をとる。</p>	

<p>学校にいる教職員は、校外活動に参加している児童生徒及び教職員の安否の名簿を作成する。</p> <p>情報連絡班を設置する。</p> <p>基本的には児童生徒は帰宅させるが、状況により以下のようにする。</p> <p><所属校から離れている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バスなどの交通機関が停止するため、最寄りの避難地に避難させる。 ・避難については、地元市町村警戒本部の指示に従う。 ・山・崖崩れ等の危険地域から安全な場所に至急避難させる。 ・所属校と可能な限り連絡を取り、状況を報告する。 <p><所属校に近い場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の倒壊や窓ガラス等の落下が起きやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 	<p>基本的には帰宅するが、状況により以下のようにする。</p> <p><所属校から離れている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バスなどの交通機関が停止するため、最寄りの避難地に避難する。 ・避難については、地元市町村掲載本部の指示に従う。 ・山・崖崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 <p><所属校に近い場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の倒壊や窓ガラス等の落下が起きやすい危険箇所を避けて学校に戻る。
---	--


(4) 警戒宣言発令が部活動時の場合

【配慮事項】

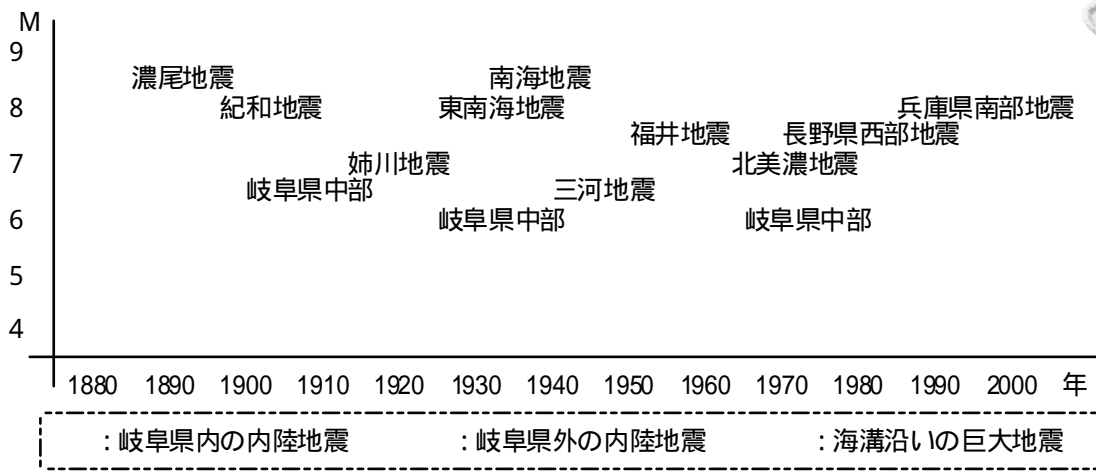
休業中の場合、校内にいる教職員は少人数であることが多い。

校外で活動している場合がある。

避難対象地区の避難者が学校（体育館等）に集まってくる。

教 職 員 の 行 動	児 童 生 徒 の 行 動
<p>情報連絡班を設置する。</p> <p><校内の場合></p> <p>生徒の所在を速やかに把握する。 生徒を安全な場所に集めて、できるだけ集団で帰宅させる。 帰宅困難な生徒は学校に留める。 初期消火体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発火、爆発の根源の遮断 ・危険物の流出防止 ・消火器、消火栓の点検 <p>非常用品の準備、搬出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、トランシーバー、ハンドマイク、救急用品、担架、毛布等の準備 ・非常用搬出書類の点検 <p>市町村救護所との連携 市町村警戒本部との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の避難状況を市町村警戒本部へ報告 ・市町村警戒本部から情報収集 <p><校外の場合></p> <p>最寄りの避難場所に避難させる。 地元の市町村警戒本部の指示に従う。 山・崖崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難させる。 所属校とできる限り連絡を取り、状況を報告する。</p>	<p><校内の場合></p> <p>顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 一人で勝手に行動しない。 人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 帰宅できない生徒は顧問の指示に従う。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p><校外の場合></p> <p>校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難場所へ集団で避難する。 合宿等が津波や山・崖崩れ等の危険地域である場合は、直ちに安全な場所へ避難する。</p>

1880年以後、岐阜県に被害を与えた地震



ここからは、「災害対策マニュアル」(例)を参考資料として記載することとする。

『災害対策マニュアル』(例) (岐阜県： 町立S小学校)

(1)校舎火災時の行動マニュアル

	対応及び児童への連絡・指示	諸機関との連絡	留意事項
始業前	<ul style="list-style-type: none"> 校内緊急放送で児童・職員への連絡 登校した児童の把握と避難誘導 消火器等で初期消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関へ連絡 (第一発見者) 関係機関及び報道機関との対応 町教委連絡(教頭) 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署通報マニュアル 緊急連絡網 事故報告(書)
始業中	<p style="text-align: center;">授業中</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送を聞き、児童を避難誘導 児童：ハンカチ等を口に当てる。 お(さない)は(しらない)し(やべらない)の約束 本部及び救護の設置 担任：避難場所で学級の人員点呼をし、本部へ避難被害状況報告 各係員は、消防防災組織を編成し活動 本部：状況に応じて第二次避難場所等避難場所の変更の決定 児童の帰宅手続き 保護者への引き渡し確認 遠距離通学者等、下校が困難な者：学校待機 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署へ通報 町教委報告(教頭) 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署通報マニュアル 出席簿 消防防災組織 事故報告(書) 児童連絡網 帰宅時マニュアル
後	<p style="text-align: center;">休憩中</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送で児童を避難誘導 児童：ハンカチ等を口に当てる。 お(さない)は(しらない)し(やべらない)の約束 本部及び救護の設置 各係員は消防防災組織を編成し活動 担任：避難場所で学級の人員点呼を行い、本部へ避難被害状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署へ通報 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署通報マニュアル 出席簿 消防防災組織

	<ul style="list-style-type: none"> ・本部：状況に応じて、第二避難場所等避難場所の決定 ・児童の帰宅手続き ・保護者への引き渡し確認 ・遠距離通学者等下校が困難な者：学校待機 	<ul style="list-style-type: none"> ・町教委報告(教頭) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故報告(書) ・児童連絡網 ・帰宅時マニュアル
休日・夜間	<ul style="list-style-type: none"> ・校長・教頭：学校に本部設置 ・関係機関への連絡、報告 ・職員招集、消防防災組織編成 ・被害状況把握 ・町教委へ被害状況報告 ・保護者への説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員へ連絡(教頭) ・町教委連絡(教頭) ・保護者への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員連絡網 ・被害報告(書) ・児童連絡網

(2)地震時の行動マニュアル

	対応及び児童への連絡・指示	諸機関との連絡	留意事項
始業前	<ul style="list-style-type: none"> ・状況により自宅待機の指示 ・各家庭及び通学路の被害状況の把握 ・登校した児童の把握と誘導 ・通学路の安全点検(地区担当、地区委員) ・通学路の安全確認後、登校を指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員へ連絡(教頭) ・町教委連絡(教頭) ・地区委員連絡(教頭、生徒指導) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員連絡網 ・通学点検マニュアル
始業中	<p style="text-align: center;">授業中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任：身を隠して安全を確保するよう指示 ・児童：机の下に頭部を保護し隠れる揺れがおさまるのを待つ ・校長・教頭：本部の設置 ・担任：本部からの指示を待つ 教室内外の状況把握 ・校長：状況により、屋外への避難命令を出す ・担任：避難経路によって避難誘導 人員点呼、負傷者等の有無の確認及び本部への報告 <p>出火の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各係員は消防防災組織を編成し活動 ・本部：状況に応じて第二避難場所等避難場所の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・町教委報告(教頭) ・消防署通報 ・地区委員へ連絡 ・町教委報告(教頭) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害報告 ・出席簿 ・消防署通報マニュアル ・消防防災組織 ・児童連絡網 ・通学路点検マニュアル ・帰宅時マニュアル
始業後	<p style="text-align: center;">休憩中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任：身を隠して安全を確保するよう指示 ・児童：頭部を保護し、机の下や倒れてくるもの及び落下物を避けられる所で揺れがおさまるのを待つ。 ・校長・教頭：本部の設置 ・担任：本部からの指示を待つ 教室内外の状況把握 ・校長：状況により、屋外への避難命令を出す ・担任：避難経路により避難誘導、人員点呼、負傷者等の有無の確認及び本部への報告 <p>出火の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各係員は消防防災組織を編成し活動 ・本部：状況に応じて第二避難場所等避難場所の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・町教委報告(教頭) ・消防署へ通報 ・地区委員へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害報告 ・出席簿 ・消防署通報マニュアル ・消防防災組織

	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全確認（地区担当、地区委員） ・児童の帰宅手続き ・保護者への引き渡し確認 ・遠距離通学者、下校不可能者：学校待機 	<ul style="list-style-type: none"> ・町教委へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路点検マニュアル ・児童連絡網 ・帰宅時マニュアル
休日・夜間	<ul style="list-style-type: none"> ・校長・教頭：学校に本部設置 ・関係機関への連絡、報告 ・職員招集、消防防災組織編成 ・被害状況把握 ・町教委へ被害状況報告 ・通学路の点検確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員へ連絡（教頭） ・町教委連絡(教頭) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員連絡網 ・被害報告(書)

(3)風水害時の行動マニュアル（警報等発令時）

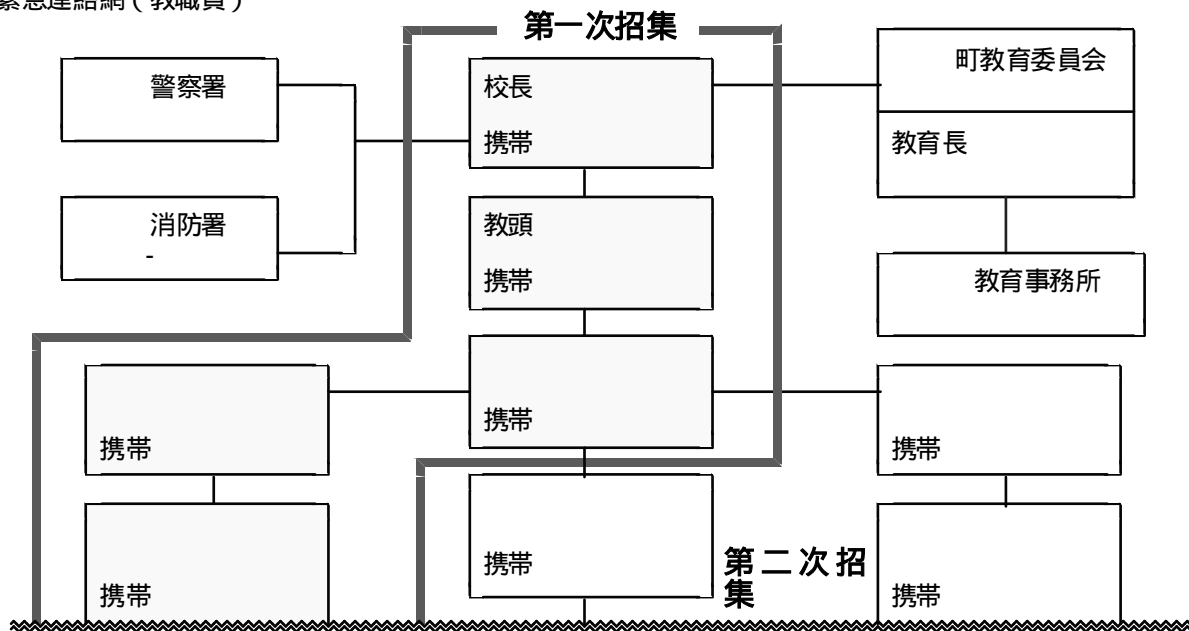
	対応及び児童への連絡・指示	諸機関との連絡	留意事項
登校前	<p style="text-align: center;">町教委より行政無線で連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童：家庭で待機 ・職員へ情報連絡 ・通学路の安全点検（地区委員、地区担当者） ・校内外の点検 ・町教委へ授業開始及び被害状況の報告 <p style="text-align: center;">登校させる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始業時刻の1時間前（7：15）までに警報が解除された場合は平常通り登校 ・（7：15）から正午までの間に警報が解除された場合は、解除後1時間後に授業再開。解除15分後に集合場所に集合。 <p>・通学路の安全確認（地区委員、地区担当者） （危険な場合は警報が解除されても登校させない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出欠席確認 ・欠席者への連絡 ・児童の家庭の被害状況調査 <p style="text-align: center;">登校させない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正午を過ぎても解除されていない場合は休業 ・児童の家庭の被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・町教委連絡(教頭) ・町教委報告(教頭) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路点検地図 ・教職員連絡網 ・通学路点検マニュアル ・児童連絡網 ・被害報告(書) ・通学路点検マニュアル ・休業届
始業後	<p style="text-align: center;">町教委より行政無線で連絡及び校長の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況確認・指示があるまで待機させる <p style="text-align: center;">下校させる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全点検（地区担当者、地区委員） ・児童の帰宅手続き ・地区毎の集団下校を指示、担当者が安全確保しながら下校指導 ・保護者への引き渡し確認 ・遠距離通学者、下校不可能者：学校待機 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、町教委と協議（校長） ・町教委へ状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路点検地図 ・出席簿 ・児童連絡簿 ・休業届け ・被害報告(書) ・帰宅時マニュアル
休日夜間	<ul style="list-style-type: none"> ・校長・教頭：関係機関への連絡情報収集 ・職員の招集 ・被害状況の把握と町教委への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員へ連絡 ・町教委報告(教頭) ・保護者へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員連絡網 ・通学路点検マニュアル ・被害報告(書)

(4)緊急時出勤体制

前日から災害状況、気象情報等を把握し、出勤体制を整える。
 状況に応じて、学校からの情報収集を図る。
 家庭に被害があった場合は学校へ連絡をし、復旧に努める。
 家庭に被害がないときは安全に留意し、校区の被害状況を確認しながら出勤する。

役職・氏名	通 勤		主たる通勤経路	
	距離 (Km)	時間 (分)	通常時	その他
校長 :	3.7	45	国道41号線	県道関金山線
教頭 :	0.5	住宅 2 120	町道 国道21・41号線	県道関金山線
教務主任 :	3.1	40	国道41号線	県道関金山線
1年担任 :	4	10	町道、国道41号線	

(5)緊急連絡網(教職員)



(6)緊急連絡網(児童・保護者)

省略

(7)通学路点検行動マニュアル

担当地区の危険箇所の確認及び通学路の安全を点検する。
 危険箇所を発見した場合は、直ちに学校へ報告する。
 地区委員等地域の人から情報を得る。

地区	危険箇所	点 検 内 容						地区委員及び担当者の氏名
		冠水	落石	土砂崩	陥没	危険	その他	

(8)児童帰宅時の行動マニュアル

通学路の安全確認をする。
 地区委員等に下校の連絡をする。
 全児童を体育館（会議室前舗装道路）に地区別に整列させる。（分団下校の体制）
 帰宅方法の確認をする。
 保護者等の迎えに対して、相手の確認をして引き渡す。
 児童のみで帰宅する場合は、状況により地区担当者が引率する。
 帰宅できない場合は、学校の安全な場所で待機させる。

地区名 と 担当者	学年	児童氏名	帰 宅 方 法				時 刻
			集団下校	引 率 者	出迎え	出迎え者	

保護者引き渡しカード

学 年		クラス		氏 名	
住 所					
保護者 氏 名	-----			連絡先	-----
引き渡し場所	受 取 人		続柄	備 考（連絡先）	
引き渡し確認職員氏名					

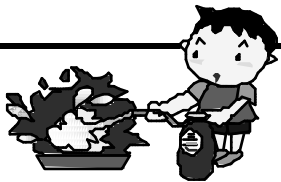
(9)通学路点検地図 _____ 省略

(10)消防署通報マニュアル

通報者は、的確、明確、迅速にする 下記の順番に従って伝達する

(1) 通報内容	火事です。火事です。 救急です。救急です。
(2) 所在地	町 番地
(3) 建物名称	小学校 (国道 号線、 銀行の北側です)
(4) 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・燃えている物 ・延焼状況 ・逃げ遅れた者の有無 ・負傷者の有無(人数、負傷者の状況) ・避難及び初期消火活動の状況
(5) 通報者氏名	小学校 (役職) 氏名
(6) 電話番号	

誰もが通報できるように
 日頃練習しておくことが重要です。



6 災害発生時の対応

災害が発生した場合、児童生徒の安全は最優先で確保されなければならない。しかし、災害はいつ、どこで起きるかわからない。万一に備えて、様々な条件のもとで具体的に児童生徒の安全を確保する方策を検討しておくことが重要である。

(1) 災害発生が在校時の場合

校内放送等による指示

災害が発生した場合、児童生徒の安全を確保するためには、パニック状態に陥ることなく、状況に応じて冷静に対応する必要がある。このため、災害発生後、速やかに教頭等が校内放送によって冷静な対応を呼びかけるとともに、周囲の状況の情報伝達等を適宜行う。なお、停電等により校内放送が使用できない場合には、ハンドマイク等で教職員が分担して速やかに対応を図る必要がある。



各教科等の学習中に発生した場合

この場合は、比較的教職員が児童生徒を掌握しやすい状況にあることから、児童生徒の安全を確保するため、普通教室や特別教室等在室している教室の状況に応じ、地震の発生と同時に机の下へ待避させるなど教職員が的確な指示を行う。

休憩時間中に発生した場合

この場合は、児童生徒が校舎内や運動場など、様々な場所にいる可能性が高い。また、児童生徒が自由な行動をとりやすいことから指示や人員把握がしにくい時間帯であることを踏まえ、避難誘導する者と逃げ遅れた児童生徒の捜索に当たる者をはっきりさせる必要がある。

クラブ活動・部活動等、自発的活動中に発生した場合

異学年が混在していることを踏まえ、部活動に参加している生徒の人員を常に把握しておく必要がある。対応は、休憩時間中に準じる。

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
普通教室	窓ガラスの飛散 天井板、壁の落下 戸棚、本棚等の倒壊 机上のテレビ、パソコンの落下 蛍光灯などの落下 床の損壊 恐怖からのパニック	落下物等から身を守るため机の下へ待避することを指示する。 児童生徒の安全を確認するとともに、児童生徒の動揺・不安の除去に努める。 負傷した児童生徒がいる場合は、速やかに対応処置を施す。 また、ガラスの飛散等室内の状況確認を行う。 近隣の教室の教職員と連携を取りながら、避難経路の安全確認、危険物の除去、連絡・指揮係（本部・総括）との連絡を行う。 火気使用中の場合は、児童生徒を火元から離し、消火する。 災害の状況を踏まえ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ誘導する。

特別教室	<p>(理科室)薬品棚の倒壊や実験中の薬品、ガスバーナー等による発火</p> <p>(調理室)調理実習用具棚、冷蔵庫の倒壊やガス管の破裂、ガスコンロからの引火</p> <p>(被服室)アイロンによる火傷</p> <p>(木工室)標本や木材の倒壊、各工具によるけが</p> <p>(美術室)戸棚類や彫刻物、立掛物等の倒壊や壁面の絵画の落下、彫刻刀等によるけが</p> <p>(音楽室)ステレオやピアノの倒壊、楽器棚の倒壊</p> <p>(図書室)本棚の倒壊、本の落下</p> <p>(視聴覚室)テレビ、パソコン等の落下、スクリーンの倒壊</p> <p>(保健室)薬品棚の倒壊、立掛物の落下、各器具の破損</p>	<p>落下物から身を守るために机の下に待避することを指示する。教室によっては、机の下に入れなかった場合の待避について検討しておく。</p> <p>児童生徒の安全を確認するとともに、児童生徒の動揺・不安の除去に努める。負傷した児童生徒がいる場合、速やかに応急処置を施す。特に、理科室等での薬品の倒壊、火気の取り扱いに配慮し、教室内の安全点検を行う。</p> <p>近隣の教室の教職員と連携を取りあい、避難経路の安全確認、危険物の除去、連絡・指揮係(本部・総括)との連絡を行う。</p> <p>火気使用中の場合は、児童生徒を火元から離し、消火する。災害の状況を踏まえ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ誘導する。</p> <p>有毒ガスが発生する恐れがある場合は、ハンカチを鼻や口に当てさせる。</p>
体育館	<p>窓ガラス、天井板、壁の落下やひび割れ</p> <p>床面の凹凸や破損</p> <p>照明器具や天井に据え付けられている器具の落下</p> <p>各種器具、用具や保管棚の倒壊</p> <p>ステージ看板吊りの落下</p> <p>グランドピアノの倒壊、すべり</p>	<p>窓や壁際から速やかに離れて、中央部に集合させる。身を低くし、頭を抱える。(照明器具の設置位置等により中央に集合させない方がよい場合もある)</p> <p>児童生徒の安全を確認するとともに、児童生徒の動揺・不安の除去に努める。負傷した児童生徒がいる場合、速やかに応急処置を施す。照明器具、壁等の落下状況に配慮し、周囲の安全確認を行う。</p> <p>近隣の教室の教職員と連携を取りながら、避難経路の安全確認、危険物の除去、連絡・指揮係(本部・総括)との連絡を行う。</p> <p>災害の状況を踏まえ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ誘導する。</p>
校庭	<p>体育器具や用具の倒壊</p> <p>地割れ、浸水、低地水害、崖崩れ、液状現象等</p> <p>校舎の付近での窓ガラス等の落下や飛散</p> <p>塀の倒壊</p>	<p>建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて集合するよう指示する。</p> <p>児童生徒の安全を確認するとともに、児童生徒の動揺・不安の除去に努める。負傷した児童生徒がいる場合、速やかに応急処置を施す。照明器具、壁等の落下状況に配慮し、周囲の安全確認を行う。</p> <p>近隣の教室の教職員と連携を取りながら、避難経路の安全確認、危険物の除去、連絡・指揮係(本部・総括)との連絡を行う。</p> <p>第二次避難所へ避難が必要になった時、避難経路や場所及び避難方法について徹底するよう指示し、誘導する。</p>
休憩時間	<p>各教室、体育館、校庭と同様恐怖からのパニックで出入口、階段等に殺到し二次被害を引き起こす。</p>	<p>児童生徒の安全確認を確保するため、発生後速やかに教職員があらかじめ定められた役割分担のもと、校内の各所(例えば、学級担任は自分の学級、専科の者は体育館、特別教室等)へ赴き、それぞれの場所の状況に応じて、児童生徒の安全の確認及び負傷した児童生徒に対する救急処置を施す。</p> <p>児童生徒がパニック状態になっていることが予想される。大きな声で指示をしっかりと出しながら、安心させる言葉かけが必要である。</p> <p>近隣の教室の教職員と連携を取りながら、避難経路の安全確認、危険物の除去、連絡・指揮係(本部・総括)との連絡を行う。</p> <p>児童生徒の学年、学級、氏名を確認するとともに、順次学級担任へ引き渡す。</p> <p>災害の状況を踏まえ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ誘導する。</p>

部 活 動	各教室、体育館、校庭と同様	開始時や練習中に定期的に人員確認をしておく。 休憩時間に準じた対応をする。
-------------	---------------	--

(2) 災害発生が校外教育活動時の場合

遠足・社会見学等の活動時に発生した場合

遠足、社会見学等の活動においては、在校時の場合と比べて、「地理や建物の構造等に不慣れである可能性が高い」、「海岸地域での津波、山間部での崖崩れなど学校における場合とは異なった危険に遭遇する可能性が高い」、「電車、バス等で移動中に発生する可能性がある」ことを踏まえた対応を行うものとする。

修学旅行、林間学校等により宿舎に滞在している時に発生した場合

宿舎に滞在中に発生した場合は、「夜間の睡眠中あるいは停電時には、建物の構造に不慣れなことから特に混乱が生じやすい」、「火災発生の恐れが高い」ことを踏まえた対応を行うものとする。

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
校 外 教 育 活 動	<p>【遠足・社会見学等の活動中】 津波、崖崩れ、地割れ 建物又は樹木等の倒壊 列車、バスの脱線転覆 地理に不案内なことからの混乱 群衆に巻き込まれ、集団から離れてしまう危険</p> <p>【宿舎に滞在中】 建物の倒壊や火災 蛍光灯など天井に据え付けてあるものの落下 窓ガラスの飛散 天井板、壁の落下 建物の構造に不案内なことに伴う混乱 他の宿泊客の混乱に巻き込まれ、集団から離れてしまう危険</p>	<p>事前の実地調査によって、地理、地形、建物等を確認、地震等に対する安全対策を立てておくとともに、事前の安全指導の徹底を図る。 地理や建物の構造に不案内であることから、児童生徒が心理的な動揺を起こしやすいことを踏まえて、教職員から離れず、集団で行動し、自分勝手な行動をしないことを明確に伝達するとともに落下物に注意し、身を守るよう指示する。 児童生徒の安全を確認するとともに、人員把握をする。 他の教職員と連携を取りあい、周囲の安全確保を行うとともに、引率責任者との連絡を密にする。 交通機関利用時は、係員の指示に従い、協力して誘導にあたる。 学校との速やかな連絡に努める。</p> <p>宿舎に着いたら、避難経路の確認と避難の仕方についての指導を行う。 建物の構造に不案内であり、家庭から離れていること、指導教員がすぐ近くにいるなど特に夜間の場合、児童生徒が心理的動揺をきたしやすいことを踏まえて、放送、ハンドマイク等を使用し、また大きな声で教職員から離れず勝手な行動をしないことを明確に伝達し、避難の方法について指示する。 教職員は事前の計画に従い担当の部屋へ直行し、児童生徒の安全確認を行うとともに、避難誘導を行う。 建物や周囲の状況によっては、揺れのおさまりをみてから、放送、ハンドマイク等で屋外避難の指示、誘導を行い、あらかじめ予定してある避難場所に避難させる。 室内点検、残留者の有無の確認、避難場所での人員確認をする。 学校との速やかな連絡に努める。</p>

(3) 災害発生が登下校時の場合

登下校時には、指導者が不在のため、児童生徒がどうしてよいか迷ったり、危険な行動に走る恐れがある。このため、家庭及び学校では、日頃から登下校時に大地震が発生した場合に学校へ避難するか、家に戻るか、「子ども110番の家」に避難するかなどをはっきりと決めておいたり、通学路で危険の多い場所、安全な場所をよく確認しておくなどの対応を図る必要がある。また、電車、バス等による遠距離通学者がいる場合は、それらの交通機関で移動中の場合のことを踏まえた対応も図る必要がある。

学校では、登下校時に発生した場合には、自宅へ戻らずに学校に避難してくる児童生徒や学校に残っていた児童生徒を保護するものとする。

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
登下校時	建物、ブロック塀の倒壊落下物 架線の寸断、感電 火災、交通事故 水道、ガス管の破裂	学校において保護した児童生徒を校庭などの避難場所へ誘導する。(負傷者がいれば応急処置を施す) 児童生徒の学年、学級、氏名を確認し、担任に引き渡す。 学校にいる児童生徒については、保護者に保護している旨を連絡する。

(4) 災害発生が夜間・休日の場合

夜間・休日の場合には、被害の状況等によっては、学校が児童生徒の安否を速やかに確認するため、学級担任が各保護者に連絡するとともに、校長等の管理職に状況を報告するものとする。

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
夜間等	家、家具の倒壊 群衆の混乱に巻き込まれてしまう危険	被害の状況によっては、学校が児童生徒の安否を速やかに確認するため、学級担任が各保護者に連絡するとともに、校長等の管理職に報告する。

(5) 災害発生が特別支援学校、夜間定時制及び寄宿舎の場合

特別支援学校の場合

障がいのある児童生徒は、危険から身を守るための判断力や行動力に欠けたり、異常な事態の中でパニック状態に陥り一層介護に困難を来す場合がある。したがって、特別支援学校では、日頃からきめ細かに配慮した防災組織を確立し、あらゆる時間帯の災害に対応できるようにしておくことが重要である。

特に、障がいがあることで避難移動等に時間がかかったり、危険を避けるための介護者を必要としたりするので、防災組織の例えば「避難誘導係」を強化しておく必要がある。

また、保護者の迎えがない限り全員を学校に待機させておくことなどを保護者に事前に徹底しておくことや通学方法を同じくする者同士のグループを作っておく等の配慮が必要である。

寄宿舎のある学校の場合

発生の際、人員確認が確実にできるよう宿泊している者や人数がすぐに分かるように札等で示したり、夜間の避難訓練を実施するなどの対策が重要である。また、常に上級生や部屋長を中心に行動ができるよう寄宿舎の様々な生活において集団で行動する習慣を身に付けておくことも重要になる。

さらに、保護者の迎えがない限り避難場所に待機させておくことなどを保護者に事前に徹底しておくことや近所の者同士のグループを作っておく等の配慮が必要である。

夜間定時制学校の場合

夜間という事情を考慮し、停電に備えてハンドマイクや懐中電灯を各教室に常備しておいたり、電気を消した状況での避難訓練を実施したりなどの工夫が必要である。

各学校における東海地震災害時の情報伝達について（各報告様式は、本手引巻末資料を参照）

各学校においては、別に定める『岐阜県教育委員会災害時等緊急情報伝達計画』に沿って、児童生徒、教職員、施設の状況を報告するものとする。（伝達計画の一部を抜粋して紹介する。）

- | | | |
|--------|---------------------------|--|
| 情報伝達手段 | (1)優先順位 | 伝達は、F A Xを第一に使用する。
F A Xが使用不可能な場合、通常電話、携帯電話などの音声通信を使用する。電子メールの併用は、緊急度に応じ別途指示する。 |
| | (2)伝達経路 | 各教育機関から県災害対策本部教育部への伝達経路は別表1による。
県災害対策本部教育部から各教育機関への伝達経路は別表2による。
(別表1・2は「岐阜県教育委員会災害時等緊急情報伝達計画」で確認のこと) |
| 報告の内容 | (1)警戒宣言発令時から地震災害発生まで | 各教育機関は、警戒宣言の発令を確認し、児童生徒の保護などの対策を行った後、保護生徒数、下校生徒数、教職員の状況について様式第1号により報告する。 |
| | (2)地震災害発生後 | 各教育機関は、直ちに児童生徒の安全を確認し、被災状況を様式第2号により報告する。 |
| | (3)各市町村教育委員会から所管教育事務所への報告 | 各教育事務所は、管内各市町村との間で様式第3号及び様式第4号に準じた報告様式を予め策定する。 |
| | (4)災害時の定期報告 | 各教育機関は、上記(1)(2)の報告を行った後、状況に大きな変化があり次第、報告済み内容を訂正し速やかに報告する。 |

7 教職員の動員計画の概要

地震防災応急対策要員とは、警戒本部が設置されたとき直ちに配備態勢につく要員として学校長があらかじめ指名した者をいう。

災害応急対策要員とは災害対策本部が設置されたときの要員として、学校長があらかじめ指名した者をいう。

近距離通勤者とは、道のりで自宅から勤務場所（学校）までおおむね10km以内の者をいう。

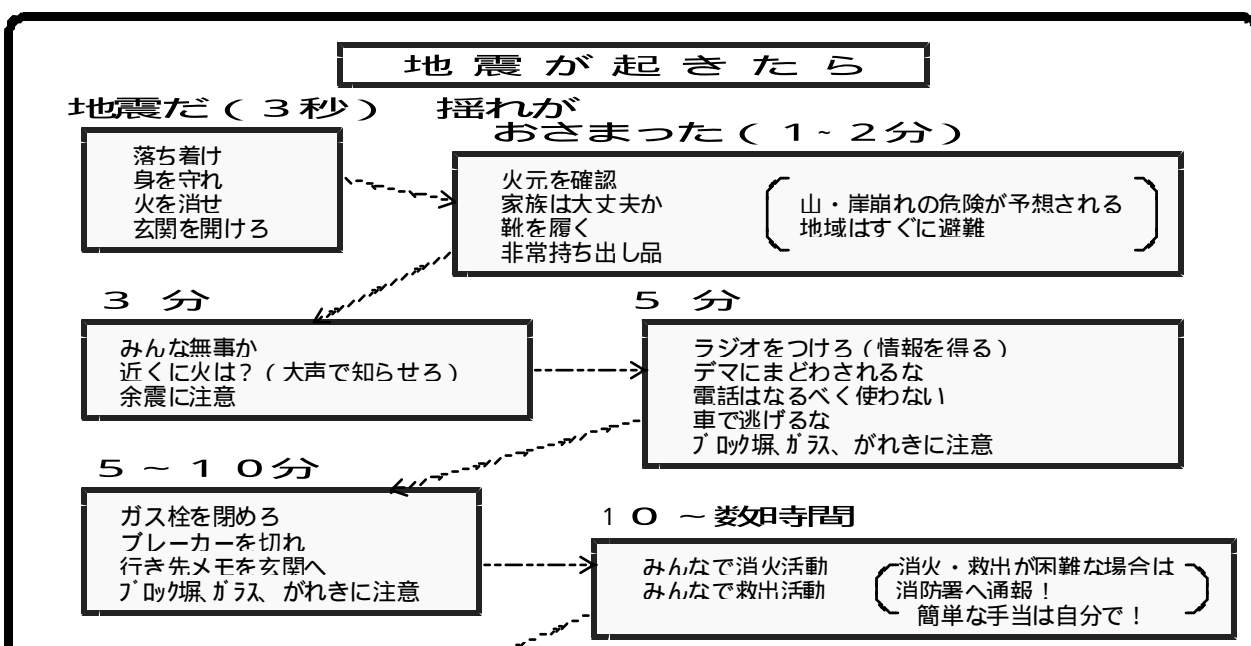
震度は学校の最寄りの气象台、測候所における観測値とする。

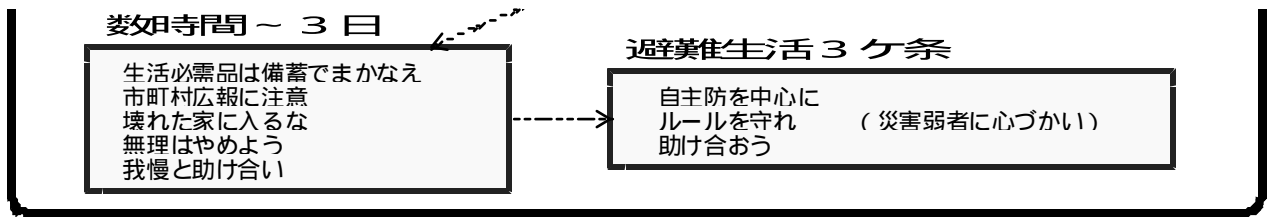
地震防災応急対策要員動員計画（基準例 静岡県の場合）

時 点 業務内容	東海地震注意情報発表時			警戒宣言発令		
	校内警戒本部設置準備			校内警戒本部設置		
動員区分	勤務時間内	勤務時間外	出張中	勤務時間内	勤務時間外	出張中
校長・教頭・事務長 地震防災応急対策要員	直ちに配備につく	直ちに出勤し配備につく	直ちに帰校し配備につく	直ちに配備につく	直ちに出勤し配備につく	直ちに帰校し配備につく
一般職員（近距離通勤者）	直ちに配備につく	自宅待機	通常勤務	直ちに配備につく	自宅待機	直ちに帰校し配備につく
一般職員（遠距離通勤者）	直ちに配備につく	自宅待機	通常勤務	直ちに配備につく	自宅待機	直ちに帰校し配備につく

災害応急対策要員動員計画（基準例 静岡県の場合）

震 度	業務内容 動員区分	校内災害対策本部設置			備 考
		勤務時間内	勤務時間外	出張中	
5 の 強	校長・教頭・事務長 災害応急対策要員	直ちに配備につく	直ちに出勤し配備につく	直ちに帰校し配備につく	直ちに出勤
	一般職員（近距離通勤者）				
6 の 弱 以上	一般職員（遠距離通勤者）	直ちに配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく。交通途絶等により出勤できない場合は最寄りの学校に出勤する	帰校できない場合は、最寄りの学校に行く	直ちに全教職員が出勤
	一般職員（近距離通勤者）				





8 学校が避難所になった場合の対応

過去の大規模災害時に際し、多くの学校が地域住民の避難所として重要な役割を果たしてきた。

平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの住民が近くの公共施設等に避難し、ピーク時には、避難所数約1,000カ所、避難者約31万人に達した。このうち、学校施設は約390校が避難所となり、約18万人の避難者を受け入れた。

また、平成16年の新潟県中越地震では、ピーク時には、避難所数約600カ所、避難者数10万人以上を数え、このうち、学校施設は118校、避難者数は約4万人に上った。

これらの学校施設は、避難所として被災者を受け入れたのみならず、地域住民に必要な情報を収集・発信するとともに、食料・生活用品等の必要物資を供給する拠点となるなど、様々な役割を果たした。

しかし一方では、学校施設は教育施設として設計され、避難所としての使用に配慮していないため、緊急避難所として求められる施設の耐震性やトイレ、水道、電気等の対策、更には避難住民の生活環境等の防災機能が必ずしも十分ではなかったため、避難生活に少なからずの支障が生じたことも事実であった。

～法令等における避難所の位置付け～

- ・災害対策基本法・・・災害対策の基本を定めた法令
第34条、第40条第1項、第42条第1項
- ・災害救助法・・・大規模災害時における応急救助について定めた法令
第23条第1項第1号

(1) 避難所としての学校施設・運営方法の現状と課題

過去の大規模災害時に、避難所となった学校では予想外の様々な問題が発生した。これらの大規模災害時の記録に基づき、次の課題が挙げられる。ここでは、大規模災害の中でも地震を中心として記載することとする。

施設の安全性に関する課題

(ア)建物本体の被害

耐震性が十分に確保されていない建物が被害を受け、避難所として使用できない学校があった。柱や梁に多数の亀裂が発生した例、鉄筋が露出した例、地盤の沈

下により建物が傾斜した例などが報告されている。

(過去の震災での事例)

- ・被害を受けた校舎の安全性が確認される前に、避難所として使用された。
- ・避難所として使用されていた校舎が、専門家の応急危険度判定により使用不可能と判定され、避難住民が他の避難所に移動せざるをえなかった。

(イ)内装材や設備機器、家具等の被害

建物本体に被害がない場合でも、教室・屋内運動場の天井の落下や床の陥没、窓ガラスの破損、備品の転倒・落下といった被害が発生し、避難所として使用に支障をきたした。

(過去の震災での事例)

- ・屋内運動場の天井や蛍光灯が落下し、被災直後は避難所として使用できなかった。
- ・児童生徒が常に通っている渡り廊下や校舎入り口の扉が破損したり、防火シャッターが閉まったりすることで、避難経路がふさがれた。

避難所の運営方法に関する課題

(ア)学校施設利用計画

地震発生後、避難所として学校施設は避難住民の生活、救援物資の保管・配給、情報の収集・発信、救護活動など様々な用途に利用された。しかし、あらかじめ学校施設について、避難所としての具体的な利用方法を計画していなかったところが多く、避難所の運営面等における問題が生じた。

(過去の震災での事例)

- ・あらかじめ避難住民がどの部分を利用するか決めていなかったため、避難住民の受け入れに混乱が生じた。中には、運営に大きな役割を果たす校長室や職員室にも避難住民が入ったため、避難所の運営に支障をきたした。
- ・教職員が避難所開設に必要な物品の校内保管場所、救援物資保管スペースを把握していなかったため、避難所の開設に手間取った。

(イ)避難所運営体制

避難所の運営においては、地震発生直後の初動体制から、避難所運営が長期化した場合の体制に至るまで様々な問題が発生した。

初動体制においては、地震発生直後から被災者が学校に次々と避難してくるなか、行政・学校の教職員の到着の関係で学校の鍵を開けることができなかった。

また、避難所開設後一週間が経過すると、自治組織ができ、運営ルールが決められた避難所がある一方で、運営が上手くいかなかった避難所では避難者の疲労や不満も目立ちはじめ、トラブルが続発した。

(過去の震災での事例)

初期 ~地震発生から数日間~

- ・あらかじめ学校から鍵を預けられていた近隣住民が鍵を開けたために、避

難所が早期に開設されたという例もあったが、多くは鍵を預かっていた教職員の到着より前に、大勢の避難住民が詰めかけていた。一部の学校では、避難住民がドアやガラスを壊して校舎内に入り、避難していたケースもあった。

中、長期 ～地震発生後1週間～

- ・地震発生後1週間ほど経つと、避難所運営に関して、自立へ向けた関心が高まり、避難住民による自治会が組織されはじめた学校がある一方で、学校側に依存し自治会が組織されなかった学校もあった。
- ・避難者同士のいさかい、盗難騒ぎ、外部者とのトラブル、不審者の徘徊、宗教勧誘者の立ち入りなど防犯上の問題が生じた。

(2) 教職員の対応・市町村との連携

避難者への対応は、本来、市町村の担当部局においてなされるものであるが、現実には市町村の担当部局だけでは対応できないことや現に目の前に避難者を見ながら何もしていないではいけないことから教職員が対応しなければならない状況になる。これらのことを考えると、(1) 避難所としての学校施設・運営方法の現状と課題を踏まえ、学校は避難所になった場合の対応について教育活動との共存を図るようあらかじめ整備しておくことが肝要である。

事前の教職員の対応

(ア) 学校施設利用計画の作成

- ・学校施設について、避難所としての具体的な利用計画を作成しておく。
 - 避難所として開放する部屋はどこか、本部はどこに設定するか。
 - 避難所開設の必要物品の保管場所の教職員への周知。
 - 救援物資の保管場所はどこにするか。

(イ) 避難所運営体制の確立

- ・初動体制として、避難場所の鍵の保管をどうするか、どこに保管するかを市町村教育委員会・地域との確認で決定しておく。
- ・中、長期体制として、自治組織をどう立ち上げるかの策を講じておく。
- ・災害発生後は、児童生徒の安全確保及び授業の再開に向けた活動のための人員を優先して確保するため、あらかじめ班分け等をしておく。
- ・発生直後の混乱期においては、あらゆる課題に対して即断即決が要求される。校長は司令塔の立場に立ち、具体的な対応は教頭以下の教職員である。
- ・当初の対応は、物資の配給等もままならず、長時間の勤務体制となることが想定される。教職員の勤務が過重とならないように交代制で対応する。
- ・児童生徒の安全確保や授業再開、避難者の対応などを円滑に行うためにも、教職員の健康管理、心のケアも重要なポイントのひとつになる。

市町村との事前の連絡調整

避難所の設定は、市町村の業務であり、あらかじめ指定することになっている。避

難所に指定された学校の管理者は、市町村と緊密な連絡を取りあうことになるが、特に次の点に留意する必要がある。

- (ア) 市町村から避難所の指定の依頼があった場合には、積極的に協力する。
(昭和52年4月1日付け 教育長通知)
- (イ) 避難所の指定を受ける場合は文書で行う。
- (ウ) 避難所の指定を受けた学校においては、市町村との連絡を密にする。
- (エ) 避難所としての対応については、市町村が作成する関係機関の連絡先を含めた簡単なマニュアルにしたがい初動体制の徹底を図る。
- (オ) 避難所に指定されていない学校においても、マニュアルの配布を受けておくことが望ましい。

市町村との通信手段の確保

通常、電話・FAXによる通信手段を確保しているが、これらの回線が不通となった場合の対応手段を整備しておく必要がある。(携帯電話も混線の可能性が高い。)

- (ア) アマチュア無線、FM無線、トランシーバー等の活用
- (イ) 自転車や自動二輪、徒歩での連絡網

市町村と学校の役割分担

初動期には、学校・教職員の協力支援が要請されるが、学校は教育施設であることから、早急に教育機能を回復させることが必要である。

- (ア) 地震が発生し避難所になった場合は、市町村の指示を仰ぐとともに責任者の派遣を求める。
- (イ) 市町村が責任者を派遣できない場合、学校主導で避難所の運営を行うが、最終責任は市町村にあることを明確にしながら連絡を密にする。
- (ウ) 学校以外の公共施設に避難場所を移動できるよう市町村と調整する。

(3) 避難者への誘導と対応

避難者の誘導方法

パニック状態になっている避難者を、いかに安全に、円滑に校内の各施設に誘導するかがポイントになるが、学校は第一に児童生徒の安全確保を行うことが重要である。

- (ア) 避難者の収容 あらかじめ収容計画を定め、その計画に沿って誘導する。
 - ・避難者が殺到した場合、当面の危険を避けるため、まず運動場等へ誘導する。
 - ・学校の収容人数を超えるような場合は、他の避難所への移動を考慮し、市町村当局と連絡を取り合う。
 - ・児童生徒が学校にいる場合は、避難者の誘導もさることながら、児童生徒の避

難誘導を最優先するとともに、一般の避難者とは別の棟に避難させる。

- ・あらかじめ想定する収容人数は目安であり、やむを得ない場合は詰めて収容するが、本部となるべき部屋は規模を縮小することはあっても避難者が入らない場所として確保する。
- ・夜間、休日等教職員がいない場合は、パニック状態の避難者がガラスを割って建物内に入ることも考えられる。学校に到着した教職員は、毅然とした態度で避難者の協力を求め、収容計画にしたがって教室を割り振ることが肝要である。

(イ) 自家用車の乗り入れ規制

- ・自家用車で避難してきた者に対しては、車を他の場所に移動させる。

〔 燃料への引火の恐れ、防火帯としての空き地確保、緊急車両の導入や緊急ヘリコプターの離発着、避難所での事故防止等のため 〕

避難者への対応

避難者の動揺を抑え、避難者同士が協力し合っていくために次のような点に留意して対応することが重要である。

(ア) 避難者の実態把握

- ・およその全体人数を把握する。(避難者に頼んで調べる。)
- ・避難所毎に、住所・氏名・年齢・性別・障がいや負傷の有無を確認し、名簿を作成する。
- ・避難所を出る者は、家に戻るのか、他の避難所へ行くのか等移転先を整理する。
- ・地震直後ではなく、数日してから避難してくる者もいる。窓口を設置し、その都度、市町村当局と連絡を取り合う。

(イ) 避難者の自治組織の結成

避難者が協力し合っていくことは、安全確保の側面とともに対応にあたる教職員の負担軽減になり極めて重要なことである。

- ・校長がリーダーシップをとり、速やかに自治組織を結成する。
- ・組織は町内会の組織を活用したり、総人数が多い場合はその下部組織である班(組)などの組織を活用する。
- ・各組織の代表者会を日々行い、学校からの連絡や様々な当番の割り当て、避難所の運営について協議する。

(ウ) 避難者への連絡体制

情報の連絡システムを整えておくことは、避難者の心の安定、ひいては避難所の混乱を収束するために不可欠である。

- ・校内放送やハンドマイクで要点を簡潔に連絡する。また、高齢者や障がい者には個別に連絡する。(自治組織の代表者を通じて徹底する。)
- ・情報伝達のための掲示板を設置する。掲示物は時系列で掲示する。

(エ) 外部からの安否確認への対応

- ・避難者名簿をもとに避難しているかどうかを回答する。
- ・電話を取り継ぐことはせず、伝言があればメモで伝える。
- ・避難者から外部への連絡は避難者個人で対応させ、学校の電話は使用しない。

(オ) 物資の配給体制

- ・災害から数日間は、配給物資が届かないことが予想される。備蓄食料等手元にある物の計画的配付に留意する。
- ・物資の配給は、自治組織を活用し、生活弱者に優先して配付できるようにする。
- ・不足している物資について把握し、市町村担当部局と連絡を密にする。また、近隣の避難所との連携も考慮する。

(カ) 生活弱者への支援

- ・高齢者や障がい者は慣れない避難生活のため、一般の人たちよりも心身の疲労や不安は大きいと推測され、教員のカウンセリング能力を生かすことが期待される。積極的に声をかけたり、相談窓口を設置することが必要となる。

(キ) 傷病者への対応

- ・避難者の中に医師がいるかどうかを把握、いない場合は近所の医師に来校を要請、状況によって救急車や救急ヘリに出動要請をする。
- ・軽傷者については、教職員が応急処置をする。
- ・遺体の安置所になる場合は、児童生徒、避難者とは別棟に確保する。



岐阜県の公立学校施設の耐震改善状況

岐阜県	全棟数	S57以降の棟数 (耐震対象外)	S56以前の棟数 (耐震対象)	耐震診断 実施率	耐震化率 (平成19年度)	耐震化率 の全国順位 (平成19年度)
幼稚園	106	33	73	95.9%	66.0% (48.1%)	15 (28)
小中学校	2,295	951	1,344	97.7%	73.2% (68.8%)	9 (9)
高等学校	406	170	236	100%	90.4% (88.7%)	2 (2)
特別支援 学校	68	45	23	100%	100% (100%)	1 (1)

【文部科学省調査 (平成20年4月1日現在) より】

気象庁震度階級と気象庁震度階級関連解説表

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造	鉄筋	ライオン	地盤
0.5	0	揺れを感じない。						
	1	屋内の一部がわずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内の多くの者が揺れを感じる。眠っている一部の者が目を覚ます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいるほとんどの者が揺れを感じる。恐怖感を覚える者がいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖があり、一部の者は身の安全を図る。眠っている者が目を覚ます。	吊り下げ物は大きく揺れ、大棚の食器は音を立て、座りの悪い物は倒れる。	電線が大きく揺れ、歩行者も揺れを感じる。電線が倒れる危険がある。				
4.5	5弱	多くの者が身の安全を図る。一部の者は行動に支障を感じる。	吊り下げ物が激しく揺れ、棚の中の物が落ちることがある。	窓ガラスが割れる。電線が落ちることがある。	耐震性の低い家は柱や壁が破損するものがある。	耐震性の低い家は亀裂が生じるものがある。	安全装置が断水の可能性がある。	軟弱な地盤で亀裂が生じることがある。山崩れ、落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。多くの者が行動に支障を感じる。	棚の中の物が多く落ちる。重い家具が倒れる。ドアが変形し開閉不可能になる。	補強されていないクワッパが崩れる。自動車の運転が困難になる。	耐震性の低い家はかなり破損し傾く。	耐震性の高い家でも亀裂が生じる。	ガス管、水道管に被害が生じ、供給停止もある。	
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具が倒れる。	かなりの建物で壁や窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅倒壊し、高い住宅でも壁柱の破損がある。	耐震性高くても柱等に亀裂が生じ、低い家は倒壊の可能性がある。		地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6強	立っていることができない。	固定していない重い家具のほとんどが転倒する。	多くの建物の窓ガラス、フロアが破損、落下する。			一部停電し、広範囲でガスや水道の供給が停止する。	
6.5	7	揺れにほんろつされ、自分的意志で行動できない。	ほとんどの家具が移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で窓ガラス、フロアが破損、落下する。	耐震性が高くても傾いたり破損する。	耐震性が高くても傾いたり破損する。	広範囲で電気、ガス、水道の供給が停止する。	大きな地割れ、山崩れが発生、地形の変化もある。

気象庁が発表する数値は震度計による観測値である。

震度（地震動の強さの程度）は、地盤や地形に大きく影響される。この表はあくまで目安である。

学校における地震対策チェックリスト

平 常 時

学校の所在地が地震による山・崖崩れの予想される地域にあるかどうか知っていますか。
山・崖崩れの予想される地域にある場合、避難する場所や経路を決めていますか。
避難が必要になった時、学校の重要書類や児童生徒名簿等はすぐに持ち出せるようになっていますか。
非常時における教職員の役割分担を明確にし、指導を徹底していますか。
避難所となっている学校では、避難者の使用場所や留意事項が教職員に周知されていますか。
児童生徒や教職員への非常時の情報伝達方法、その広報内容について準備していますか。
保護者に対して児童生徒の引き渡し方法などについて普段から周知徹底してありますか。
非常時に情報を知るテレビ、ラジオ、無線受信機、災害優先電話などを備えていますか。
校舎、体育館、屋内施設やブロック塀などの耐震診断の結果を知っていますか。
事務機器、ロッカー、ピアノ、書棚などの転倒、移動、落下防止の措置がしてありますか。
窓ガラスなどの飛散防止対策をしてありますか。
防火・防災設備の整備、点検を定期的に行っていますか。
避難の際に妨げとなる障害物の除去をしていますか。
危険物施設（ボイラー、薬品庫等）の定期点検を行っていますか。
防火用資機材の準備、点検を行っていますか。
避難誘導や初期消火などの訓練を普段から実施していますか。
校内での防災訓練（避難経路確認、下校訓練等）を実施していますか。
地域での防災訓練に児童生徒を参加させていますか。
県・市町村の防災担当者と定期的に連絡や打ち合わせをしていますか。
地域の自主防災組織などと非常時の協力や応援などについて話し合いを行っていますか。
避難所となっている学校では、非常時の受け入れ方法などについて関係機関と協議をしていますか。
遠距離者通学者のため学校に残留する児童生徒や防災担当教職員のための非常時における食料（7日程度）飲料水（3日程度）、毛布などを確保していますか。
教育計画には地震科学、地震防災の内容が組み込まれていますか。

警 戒 宣 言 発 令 時

防災担当者などを招集し、地震対策本部を開設しましたか。
警戒宣言の内容や地震予知情報などをテレビ、ラジオ、無線、広報車などにより入手し、全教職員、児童生徒に伝達をしましたか。
児童生徒をグラウンドや体育館などに集め、掌握をしましたか。
山・崖崩れのおそれがある学校では、直ちに休校し、児童生徒、教職員ともに避難地へ避難しましたか。

避難が必要となる学校では、避難が完了したかどうかを市町村防災対策本部へ報告しましたか。
児童生徒の保護者に対する安全な引き渡し、集団下校を完了しましたか。
市町村防災対策本部、教育委員会へ児童生徒の下校状況などを報告しましたか。
防災用資機材の確認や危険物施設の災害防止措置をとりましたか。
警戒宣言発令時の避難所に指定されている学校では、避難住民の受け入れ準備ができましたか。
避難者を計画の場所に誘導しましたか。

地震発生時

児童生徒を机の下などに避難させ、動揺を抑える適切な指示をしましたか。
児童生徒の安全を確認した後、校庭などの避難場所に直ちに避難し、人員確認できましたか。
火災発生の場合、初期消火をしましたか。
児童生徒、教職員への救急処置をしたり、病院の手配をしましたか。
ラジオなどにより正確な地震関連の収集をし、状況の把握に努めていますか。
校舎内外、運動場などを巡回し、被害状況を確認しましたか。
危険な場所への立入禁止の措置をとりましたか。
余震に備え、校舎や施設などの応急の安全対策を講じましたか。
通学路を巡回し、登下校時の児童生徒の指導や通学路の安全を確認できましたか。
児童生徒の保護者への引き渡し、集団下校などが完了しましたか。
引き渡しや帰宅が困難な児童生徒への対応ができましたか。
市町村災害本部、教育委員会へ必要な報告をしましたか。
避難所になっている学校では、学校管理に必要な教職員の確保ができましたか。
避難者の誘導をし、校内施設の利用について必要な指示をしましたか。
避難者で重傷者、病人への救急救護ができていますか。
避難者の名簿などを作成しましたか。 避難者による応急の役割分担などができましたか。
避難所に関する学校の状況を市町村災害対策本部・教育委員会へ報告しましたか。

応急復旧時

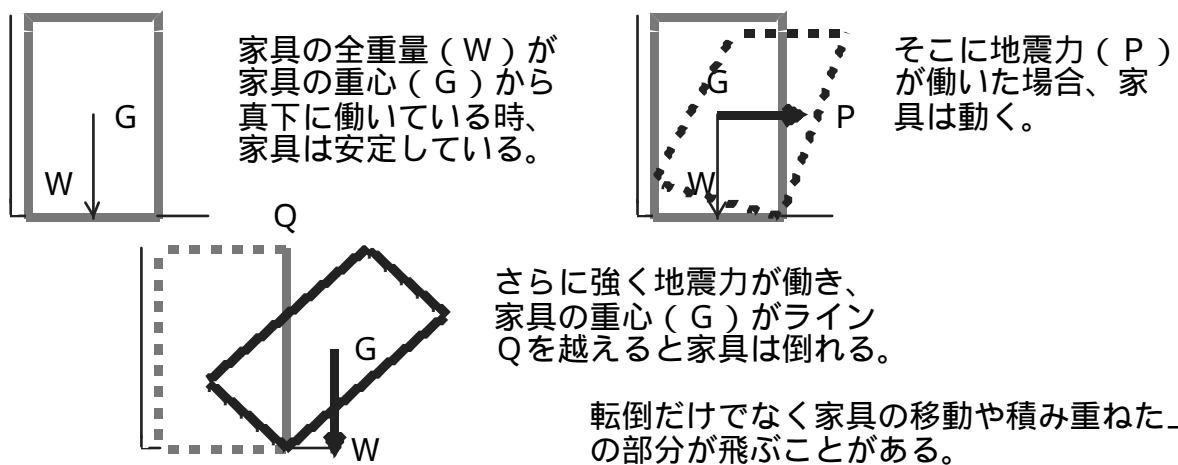
児童生徒の安否確認(登校の可否)をしましたか。 教職員の安否確認(勤務の可否)をしましたか。
児童生徒や教職員の安否確認の結果を市町村災害対策本部・教育委員会へ報告しましたか。
児童生徒の他校への転出の有無、転校先の確認及び他校からの転入手続きをしましたか。
校舎や施設などが被災した場合、復旧について対策を講じましたか。
教科書の滅失状況や学用品の不足状況を調査し、その供給を図っていますか。
授業の再開に向けて、教職員の勤務体制を確保しましたか。



応急教育計画を立てるとともに授業再開日を決定し、それぞれ児童生徒に連絡しましたか。
P T A と連絡をとり協力をしてもらっていますか。 避難所の運営が順調にできていますか。
避難所への物資の受け入れ、配給などが順調にできていますか。
避難者名簿管理ができていますか。 避難者安否確認の問い合わせの対応が順調にできていますか。
ボランティアの受け入れは順調ですか。 生徒のボランティア活動を指示、指導していますか。
避難生活が長期化している学校においては、応急教育活動と避難生活との調整について避難者、市町村災害対策本部、教育委員会等と協議していますか。

(静岡県「学校の地震防災マニュアル」より)

ロッカー等の転倒 (転倒のメカニズム)



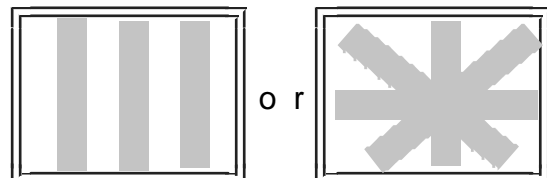
阪神淡路大震災の死者の多くが家屋の倒壊や家具の転倒による圧迫死、窒息死であった。また、ロッカー等の転倒・移動は避難経路をふさぐことになるため、固定しておく必要がある。

～転倒防止について～

転倒防止策としては、家具の真下に敷く「家具転倒防止板」、強度のある壁や柱に固定する「L字型金具」、家具を傷つけないときは「突っかえ棒式転倒防止具」等がある。固定場所や家具の種類によって固定方法を検討する。なお、「L字型金具」で家具の頂部を壁に固定する場合は、家具の重量の 1 / 2 の力に耐えられるものにする必要がある。

また、両開きの棚は中のものが飛び出さないように扉に「とめ金具」をつけておく。特に薬品棚については、薬品瓶の転倒や落下の防止を工夫することが重要である。

ガラスの飛散防止は、網入りガラスに交換したり、飛散防止フィルムを貼るなど対策をとる。飛散防止の措置ができていない場合に警戒宣言が出た時は、右のように粘着テープを利用して応急の措置をする。



吊り下げ式の蛍光灯の補強はよいか！
テレビ等、高電圧部品のある電化製品の上や近くに水槽や花瓶を置かない！
プランター等落下の心配はないか！